

# 官報

號外 昭和十一年五月二十日

## ○第六十九回 貴族院議事速記録第十號

(帝國議會)

昭和十一年五月十九日(火曜日)午前十時十

七分開議

昭和十一年五月十九日  
午前十時開議

第一讀會 第十號  
昭和十一年五月十九日

第一讀會 第一讀會  
第一讀會 第一讀會  
第一讀會 第一讀會  
第一讀會 第一讀會

第十 對支文化事業特別會計法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)  
第十一 米穀自治管理法案(政府提出、衆議院送付)  
第十二 米穀統制法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)  
第十三 穀共同貯藏助成法案(政府提出、衆議院送付)  
第十四 昭和十一年勅令第七號(承諾ヲ求ムル件)(衆議院送付)  
第十五 東北興業株式會社法案(政府提出、衆議院送付)  
第十六 東北振興電力株式會社法案(政府提出、衆議院送付)  
第十七 鐵道敷設法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)  
第十八 岩手輕便鐵道株式會社所屬鐵道ノ經營廢止  
第十九 江當軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止  
第二十 商工組合中央金庫法案(政府提出、衆議院送付)

○讀長(公爵近衛文麿君) 報告ヲ致サセマス  
第一讀會ノ續(委員長報告)  
同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ  
東北興業株式會社法案可決報告書  
江當軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ  
對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案  
可決報告書  
商工組合中央金庫法案可決報告書  
昭和九年度歲入歲出總決算  
各特別會計歲入歲出決算審査報告書  
昭和九年度國有財產增減總計算書審査報告書  
同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ  
職業紹介法中改正法律案  
重要輸出品取締法中改正法律案  
輸出絹織物取締法中改正法律案  
輸出組合法中改正法律案  
競馬法中改正法律案

○讀長(公爵近衛文麿君) 是ヨリ會議ヲ開  
キマス、昨十八日古島一雄君ヨリ病氣ニ付  
キ、豫算委員辭任ノ申出ガゴザイマシタ、  
之ヲ許スコトニ御異議ハゴザイマセヌカ  
(異議ナシ)ト呼フ者アリ  
○讀長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認

二關スル法律案(政府提出、衆議院送付)  
第一讀會ノ續(委員長報告)  
第二十 商工組合中央金庫法案(政府提出、衆議院送付)

ル爲公債發行ニ關スル法律案  
昭和十一年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲特別會計ニ屬スル資金ノ繰替使用等  
二關スル法律案  
昭和九年法律第一號中改正法律案  
昭和七年法律第七號中改正法律案  
昭和十一年勅令第七號(承諾ヲ求ムル件)  
米穀自治管理法案  
米穀統制法中改正法律案  
穀共同貯藏助成法案  
同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セル旨ノ通牒ヲ受領セリ  
昭和九年法律第四十五號中改正法律案  
同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通政府委員仰付  
ケラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ  
第六十九回帝國議會内務省所管事務政府委員  
内務書記官 兒玉 九一君  
同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通政府委員免セラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ  
第六十九回帝國議會内務省所管事務政府委員  
内務事務官 入江誠一郎君  
本日第一部ニ於テ豫算委員松本勝太郎君ノ補闕選舉ヲ行ヒシニ其ノ結果佐々木八十八君當選セリ  
○讀長(公爵近衛文麿君) 是ヨリ會議ヲ開  
キマス、昨十八日古島一雄君ヨリ病氣ニ付  
キ、豫算委員辭任ノ申出ガゴザイマシタ、  
之ヲ許スコトニ御異議ハゴザイマセヌカ  
(異議ナシ)ト呼フ者アリ  
○讀長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認



況ニ關シ検査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サシ

メ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又

ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第七條 檢査機關本法若ハ本法ニ基キテ

違反シタルトキハ主務大臣ハ其ノ検査

ノ全部若ハ一部ノ停止ヲ命ジ又ハ第二

條ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第八條 主務大臣重要輸出品ノ輸出ニ關

シ取締上必要アリト認ムルトキハ當該

官吏ヲシテ保稅地域内ニ於テ又ハ店

舗倉庫工場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ

物品、帳簿其ノ他ノ物件ヲ検査セシム

者コトヲ得

前項ノ場合ニ於テ當該官吏第一條又ハ

第三條ノ規定ニ違反シテ重要輸出品ノ

輸出ヲ爲シ又ハ輸出ヲ爲サントシタル

者アリト認ムルトキハ被疑者若ハ参考

人ヲ尋問シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スベ

キ物件ヲ捜索シ若ハ之ガ差押ヲ爲スコ

トヲ得

臨檢、尋問、捜索及差押ニ關シテハ間

接國稅犯則者處分法ヲ準用ス

第九條 重要輸出品ノ検査ニ關シ第二條

ノ命令ノ規定ニ依リ之ニ附シタル検査

機關ノ印章、記號又ハ證票ハ正當ノ理

由ナクシテ之ヲ抹消シ、除却シ又ハ隱

蔽スルコトヲ得ズ

前項ノ印章、記號又ハ證票ヲ抹消シ、

除却シ又ハ隱蔽シタル重要輸出品ハ之

ヲ輸出スルコトヲ得ズ

第十條 前條ノ記號若ハ證票ヲ不正ニ使

用シタル者、行使ノ目的ヲ以テ記號若

ハ證票ヲ偽造シ若ハ變造シタル者又ハ

偽造若ハ變造ノ記號若ハ證票ヲ使用シ

タル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下

ノ罰金ニ處ス

前項ニ掲ゲタル罪ハ刑法第三條ノ例ニ

從フ

第十一條 檢査機關ノ役員又ハ検査員其

ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要

求若ハ約束シタルトキハ一年以下ノ懲

役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相

當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ

懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之

ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收

スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追

徴ス

第十二條 前條第一項ニ掲ゲタル者ニ對

シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者

ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰

金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキ

ハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第十三條 第二條、第三條又ハ第九條第

二項ノ規定ニ違反シテ重要輸出品ノ輸

出ヲ爲シ又ハ輸出ヲ爲サントシタル者

ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ハ

所持スル重要輸出品ヲ沒收スルコトヲ

得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコ

ト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スル

コトヲ得

第一本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ク

ベキ事項ヲ認可ヲ受ケヌシテ爲シタ

ルトキ

二 本法ニ依ル主務大臣ノ命令又ハ處

罰金ニ處ス

二 第九條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ者コトヲ免ルルコトヲ得ズ

第十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル

命令ニ依リ適用スペキ罰則ハ其ノ者ガ

法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ

處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十七條 左ノ場合ニ於テハ検査機關ノ

役員ヲ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處

ス

第三條ノ規定ハ本法施行前ニ前項ノ重要

輸出品ノ輸出ニ付關稅法第三十一條ノ免

許ヲ受ケタル者ガ其ノ重要輸出品ノ輸出

ヲ爲サントスル場合ニハ之ヲ適用セズ

本法施行前ニ重要輸出品取締規則ニ依ル

命令ノ定ムル所ニ依リ第五條ノ認可ヲ受

ケタルモノト看做ス

前項ノ規定ニ依ル検査機關ノ重要輸出品

輸出組合法中左ノ通改正ス

貴族院議長公爵近衛文麿殿

昭和十一年五月十八日

衆議院議長 富田幸次郎

輸出組合法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十一年五月十八日

第一本法ニ依リ主務大臣ノ命令又ハ處

罰金ニ處ス

第十八條 輸出ノ目的ヲ以テ爲ス重要輸

出組合法中改正法律案

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ重要輸出品取締規則ニ

依リ認可ヲ受ケ検査ヲ行フ工業組合

業組合聯合會、重要物產同業組合、重要

物產同業組合聯合會又ハ公益法人ニシテ

重要輸出品ノ検査ヲ行フ者ハ命令ノ定ム

ル所ニ依リ第二條ノ認可ヲ受ケタルモノ

ト看做ス

前項ノ規定ニ依ル検査機關ノ重要輸出品

輸出組合法中左ノ通改正ス

貴族院議長公爵近衛文麿殿

昭和十一年五月十八日

衆議院議長 富田幸次郎

輸出組合法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十一年五月十八日

第一本法ニ依リ主務大臣ノ命令又ハ處

罰金ニ處ス

第十九條ノ二ヲ第九條ノ四トス

第一本法ノ全部又ハ一部ヲ準用スルコ

ト得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ重要輸出品取締規則ニ

依リ認可ヲ受ケ検査ヲ行フ工業組合

業組合聯合會、重要物產同業組合、重要

物產同業組合聯合會又ハ公益法人ニシテ

重要輸出品ノ検査ヲ行フ者ハ命令ノ定ム

ル所ニ依リ第二條ノ認可ヲ受ケタルモノ

ト看做ス

前項ノ規定ニ依ル検査機關ノ重要輸出品

輸出組合法中左ノ通改正ス

貴族院議長公爵近衛文麿殿

昭和十一年五月十八日

第一本法ニ依リ主務大臣ノ命令又ハ處

罰金ニ處ス

第十九條ノ二ヲ第九條ノ四トス

第一本法ノ全部又ハ一部ヲ準用スルコ

ト得



○輸出ノ取締ニ關スル規定ヲ整備シ、是等織物ノ海外市場ニ於ケル聲價ノ維持向上ヲ圖リタイノデアリマス、第三ニ輸出組合法中改正法律案提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、最近海外諸國ニ於キマシテ頻リニ採用スル種々ノ輸入制限策ニ對處シ、又ヘ賣込競争ニ因ル弊害ヲ防止スル爲メ、輸出ノ統制ヲ確保スルコトヘ、輸出貿易ノ健全ナル發達ヲ圖ル上ニ於テ緊要ナコトデアリマスノデ、輸出組合法ヲ改正シ、統制命令ニ依リ輸出統制ヲ行フ場合ニ於テ、重要輸出品取締法案ニ於ケル場合ト同様ノ、輸出取締ヲ行ハムトスルモノデアリマス、以上ガ重複輸出品取締法案外二法案ヲ提案致シタ理由デアリマス、何卒十分御審議ノ上、御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望シテ已マナイ次動議ヲ提出致シマス

第デアリマス

○子爵池田政時君 賛成

○議長(公爵近衛文麿君) 池田子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス、  
(角倉書記官朗讀)

重要輸出品取締法案外二件特別委員  
公爵島津 忠重君 侯爵徳川 義親君  
侯爵松平 康昌君 伯爵林 博太郎君  
子爵伊集院兼知君 子爵井上匡四郎君

子爵加藤 泰通君	章君	大島 健一君
子爵土岐	文二君	勝田 主計君
坂西利八郎君	男爵飯田精太郎君	男爵高崎 弓彦君
男爵松岡 均平君	男爵矢吹 省三君	男爵矢吹
男爵伊江 朝助君	森 平兵衛君	森 平兵衛君
小倉 正恒君	下出 民義君	下出 民義君
三橋 驚君	金岡又左衛門君	金岡又左衛門君
岩崎 清行君	松岡 潤吉君	松岡 潤吉君
上野喜左衛門君		

競馬會」ニ改ム  
第五條第二項中「當該競馬ヲ開催スル第一條ノ法人」ヲ「日本競馬會」ニ改ム  
第六條第一項中「第一條ノ法人」ヲ「日本競馬會」ニ改ム  
第八條第一項中「百分ノ六以内」ヲ「百分ノ八以内」ニ、同條第二項中「前項」ヲ「前二項」ニ、同條第三項中「第一項」ヲ「第一項及第二項」ニ、「三分ノ二」ヲ「四分ノ三」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ  
政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本競馬會ノ保有スル資金ガ其ノ保有スペキ準備資金ノ最高額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ヲ政府ニ納付セシムルコトヲ得但シ前條第一項ノ規定ニ依リ政府ニ納付賣得歩合金トシテ收得スルコトヲ得但シ前條第一項ノ規定ニ依リ政府ニ納付スペキ金額ト賣得歩合金額トノ合計ハ賣得金ノ額ノ百分ノ十五ヲ超ユルコトヲ得ズ  
第十條 日本競馬會ハ前項ノ目的ヲ達スル爲本增殖及馬事思想ノ普及ヲ圖ルヲ以テ目的のトス  
日本競馬會ハ全國ヲ通ジ一箇トシ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク  
第十一條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ日

第十二條 設立委員ハ業務規則ヲ作リ主務大臣ニ日本競馬會設立ノ認可ヲ申請スベシ

日本競馬會ハ前項ノ認可アリタル時成立ス

第十三條 業務規則ニヘ左ニ掲タル時成ヲ記載スベシ

一 目的

二 名稱

三 事務所

四 競馬場

五 役員ニ關スル規定

六 事業及其ノ執行ニ關スル規定

七 資產及會計ニ關スル規定

八 業務規則ノ變更ニ關スル規定

業務規則ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十四條 日本競馬會ハ其ノ成立ノ日ヨリ三週間以内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 目的

二 名稱

三 事務所

四 成立ノ年月日

五 資產ノ總額

六 理事長、副理事長、理事及監事ノ氏名及住所

前項ニ掲タル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ二週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス但シ前項第五號ニ掲タル事項

ニ付テハ毎會計年度末日ノ現在ニ依リ

會計年度終了後一月以内ニ登記ヲ爲ス

コトヲ得

前項ノ規定ニ依リ登記スペキ事項ハ登

記ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ

對抗スルコトヲ得ズ

本法ニ依リ登記シタル事項ハ裁判所遲

滯ナク之ヲ公告スベシ

第十五條 民法第四十四條、第四十五條

第二項第三項、第四十七條、第四十八

條、第五十條、第五十四條、第五十五

條、第五十七條、第六十八條第一項及

第七十條乃至第八十三條竝ニ非訟事件

手續法第三十五條、第三十六條、第三

十七條ノ一、第一百十七條、第一百十九條

乃至第一百二十二條、第一百三十六條乃至

第一百三十八條、第一百四十二條乃至第百

五十七條及第一百七十五條乃至第一百七十

七條ノ規定ハ日本競馬會ニ之ヲ準用ス

但シ民法第四十五條第三項、第四十八

條第一項及第七十七條中一週間トアル

ハ之ヲ二週間トス

第十六條 日本競馬會ニハ所得稅及營業

收益稅ヲ課セズ

日本競馬會ガ本法ニ基キテ爲ス登記ニ

付テハ登錄稅ヲ課セズ

第十七條 日本競馬會ニ左ノ役員ヲ置ク

理事長 一人

副理事長 一人

理事 若干人

監事 若干人

評議員 第十八條 理事長ハ日本競馬會ヲ代表シ

其ノ事務ヲ總理ス

副理事長ハ理事長事故アルトキ其ノ職務ヲ代行フ

副理事長及理事ハ理事長ヲ補助シ業務

規則ノ定ムル所ニ從ヒ日本競馬會ノ業務ヲ掌理ス

監事ハ日本競馬會ノ業務ヲ監査ス

第十九條 理事長及副理事長ハ主務大臣

之ヲ命ズ

理事及監事ハ業務規則ノ定ムル所ニ依

リ評議員ニ於テ其ノ候補者ヲ選舉シ主

務大臣之ヲ命ズ

理事長、副理事長及理事ノ任期ハ五年、

監事ノ任期ハ三年トス

第二十條 評議員ハ主務大臣之ヲ命ズ

評議員ハ名譽職トシ前條第二項ノ規定

ニ依ル選舉ヲ爲スノ外業務ノ執行ニ關

スル重要事項ニ付理事長ノ諮詢ニ應ズ

ルモノトス

評議員ノ任期ハ三年トス

第二十一條 日本競馬會競馬ヲ開催セン

トスルトキハ當該競馬ニ關スル事務ヲ

執行セシムル爲命令ノ定ムル所ニ依リ

開催執務委員ヲ置クコトヲ要ス

第二十二條 日本競馬會ハ命令ノ定ムル

所ニ依リ其ノ資金ヲ管理スベシ

第二十三條 主務大臣ハ日本競馬會ノ業

務ヲ監督ス

第二十四條 日本競馬會ハ左ニ掲グル事

項ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

一 借入金

二 債務ノ保證

三 不動産ノ取得又ハ處分

第二十五條 主務大臣ハ日本競馬會ニ對

シ業務規則又ハ收支豫算ノ變更ヲ命ジ

其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ

處分ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 主務大臣ハ日本競馬會ニ對

シ馬ノ改良増殖及馬事思想ノ普及ノ爲

必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

第二十七條 主務大臣ハ日本競馬會又ハ

其ノ役員若ハ開催執務委員ノ行爲ガ法

令、之ニ基キテ爲ス處分若ハ業務規則

ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スル虞

アリト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコ

トヲ得

一 競馬ノ停止

二 勝馬投票券發賣ノ停止又ハ制限

三 役員ノ解任

四 開催執務委員ノ職務執行ノ停止

第二十八條 日本競馬會ハ命令ノ定ムル

所ニ依リ其ノ業務ニ關スル諸般ノ計算

及狀況ノ報告書ヲ主務大臣ニ提出スベ

シ

第二十九條 主務大臣ハ特ニ日本競馬會

監理官ヲ置キ日本競馬會ノ業務ヲ監視

セシム

第三十條 日本競馬會監理官ハ何時ニテ

モ日本競馬會ノ業務及財產ノ狀況ヲ檢

査スルコトヲ得

日本競馬會監理官ハ監視上必要ナリト

認ムルトキハ何時ニテモ日本競馬會ニ

命ジテ業務上諸般ノ計算及狀況ヲ報告

セシムルコトヲ得

日本競馬會監理官ハ日本競馬會ノ諸般

ノ會議ニ出席シテ意見ヲ開陳スルコト

ヲ得但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ズ

日本競馬會又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ用フ

ルコトヲ得ズ

第三十二條 主務大臣ハ本法ニ依ル競馬

ニ關與スル調教師又ハ騎手ノ取締ニ關

スヘ三年以下ノ懲役若ハ五千圓以下ノ罰

金ニ處シ又ハ其ノ刑ヲ併科ス

一 日本競馬會ニ非ズシテ勝馬投票券

ヲ發賣シタル者

二 第二十七條第二號ノ停止又ハ制限

ニ違反シテ勝馬投票券ヲ發賣シタル

者

三 本法ニ依ル競馬ノ競走ニ關シ業ト

シテ多數ノ者ニ對シ財物ヲ以テ賭事

ヲ爲シタル者

四 第五條第二項ニ掲グル者ニシテ前

號ニ規定スル行爲ノ相手方ト爲リタ

ルモノ

第三十四條 開催執務委員ノ職務ヲ執行

スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ

加ヘタル者ニ二年以下ノ懲役又ハ二千

圓以下ノ罰金ニ處ス

團體若ハ多衆ノ威力ヲ示シ、團體若ハ

多衆ヲ假裝シテ威力ヲ示シ又ハ兇器ヲ

タル者ニ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以

下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者

ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四條第一項又ハ第二項ノ規定ニ

示シシ若ハ數人共同シテ前項ノ罪ヲ犯シ

タル者ニ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以

下ノ罰金ニ處ス

賣シタル者

二 第五條ノ規定ニ違反シタル者

三 第五條第二項ニ掲グル者ニシテ勝

馬投票券ヲ購買シタルモノ

四 第六條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シ

テ拂戻金ヲ交付シタル者

五 第七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルニ非ザル券面金額ノ勝馬投票券ヲ

發賣シタル者

六 第三十三條第一號乃至第三號ノ一規定期スル行爲ノ相手方ト爲リタル者

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第四條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ購買シタル者

二 第五條第一項ニ掲タル者ニシテ勝馬投票券ヲ購買シタルモノ

三 勝馬投票券ヲ譲渡シ又ハ譲受ケタル者

四 第六條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シタル拂戻金ノ交付ヲ受ケタル者

五 第三十七條 日本競馬會ノ役員又ハ開催執務委員ガ其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ヘ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

六 第三十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

七 民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

八 民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ権利義務ノ一部ヲ保留セシムルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ其ノ権利義務ノ一部ヲ保留シタル法人ハ其ノ権利義務ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ権利義務ノ一部ヲ保留セシムルコトヲ得民法ノ規定ニ依リ清算ヲ爲スコトヲ要ス

第三十八條 前條第一項ニ掲タル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキ

第三十九條 日本競馬會ノ理事長、副理事長、理事、監事若ヘ開催執務委員又ハ清算人ヘ左ノ場合ニ於テハ千圓以下ノ過料ニ處ス

六 第三十三條第一號乃至第三號ノ一規定期スル行爲ノ相手方ト爲リタル者

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第四條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ購買シタル者

二 第五條第一項ニ掲タル者ニシテ勝馬投票券ヲ購買シタルモノ

三 勝馬投票券ヲ譲渡シ又ハ譲受ケタル者

四 第六條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シタル拂戻金ノ交付ヲ受ケタル者

五 第三十七條 日本競馬會ノ役員又ハ開催執務委員ガ其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ヘ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

六 第三十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

七 民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

八 民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

九 第四十條 第三十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第十條 第四十一條非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヘ前二條ノ過料徵ス

第十一條 前條第一項ニ掲タル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ準用ス

第十三條 附則

第十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ准用ス

第十五條 從前ノ第一條ノ法人へ本法

ハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得事長、理事、監事若ヘ開催執務委員又ハ清算人ヘ左ノ場合ニ於テハ千圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ於テ主務大臣ノ許可又ハ認可ヲ受ケタルトキ

二 第十二條ノ規定ニ違反シタルトキ

三 第二十五條、第二十六條又ハ第二十七條第四號ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキ

四 本法ニ基キテ爲ス登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

五 民法第八十二條第二項ノ規定ニ依ル裁判所ノ検査ヲ妨げタルトキ

六 第二十八條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ官廳ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ

七 第二十九條又ハ第八十一條ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

八 民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

九 第三十條 第三十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第十一條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

第十二條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

第十三條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

第十四條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

第十五條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

第十六條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

第十七條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

第十八條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

第十九條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

第二十條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

第二十一條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

第二十二條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

第二十三條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

第二十四條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

第二十五條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

第二十六條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

第二十七條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

第二十八條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

第二十九條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

第三十條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

第三十一條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

第三十二條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

第三十三條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

第三十四條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

第三十五條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

施行後ト雖モ日本競馬會成立ノ日ヨリ一年以内ハ競馬ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ仍從前ノ例ニ依ル但シ命令ノ定ムル所ニ依リ勝馬投票賣得金ノ額ノ百分ノ八以内ニ相當スル金額ヲ政府ニ納付スルモノトス

第四十四條 本法ニ依リ日本競馬會ノ競馬ヲ開催スル競馬場ノ數ハ當分ノ内十

一以内トス

第四十五條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

法人帝國競馬協會ハ日本競馬會成立ノ日ヨリ一年ヲ經過シタルトキ解散ス

第四十六條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

法人帝國競馬協會ノ總會ノ決議ニ依ル解散ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第四十七條 従前ノ第一條ノ法人及社團法

法人帝國競馬協會解散シタル場合ニ於テハ其ノ権利義務ハ日本競馬會之ヲ承継ス

第四十八條 前條第一項ノ場合ニ於テ主務大臣特別ノ事由アリト認ムル法人ニ

前項ノ場合ニ於ケル解散ノ登記ハ解散シタル法人ノ理事ノ申請ニ依リ之ヲ爲ス

第四十九條 日本競馬會設立當時ノ理事

及評議員ノ任期ニ付テハ第十九條第三項及第二十條第三項ノ規定ニ拘ラズ各

五年以内又ハ三年以内ニ於テ業務規則

ヲ以テ別ニ之ヲ定ムルコトヲ得

(國務大臣島田俊雄君演壇ニ登ル)

○國務大臣(島田俊雄君) 競馬法中改正法

法律案提案ノ理由ヲ説明致シマス、競馬法ガ

正ヲ見クノデアリマスルガ、其ノ後ニ於ケ

ル競馬實施ノ情況ニ鑑ミマスルニ、同法制

定ノ趣旨ヲ徹底致シマスルニヘ、競馬制度ニ付キマシテ之ニ適應スル改善刷新ヲ要ス

其ノ間昭和四年及昭和六年ニ於テ一部ノ改

正ヲ見クノデアリマス、仍テ昨年馬政調査

會ニ競馬ノ統制改善ニ關スル方策ニ付キ諸

分ノ三トス但シ登録稅法ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ガ本條ニ依リ算出シタル稅額ヨリ少キトキハ其ノ稅額ニ依ルキモノハ日本競馬會ニ對シ第四十七條ノ規定ニ依リ承繼シタル不動產ニ關スルコトヲ得ズ

北海道府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベ

ノ規定ニ依リ承繼シタル不動產ニ關スルコトヲ得ズ

意研究ノ結果、本年一月其ノ答申ヲ決議セラレタノデアリマス、本改正法律案ハ右ノ答申ニ基キマシテ立案致シタモノデアリマシテ、競馬施行機關ノ組織、競馬施行ニ關スル取締及政府納付金等ノ事項ニ付キマシテ、必要ナル改正ヲ加ヘタノデアリマステ、以テ馬政上ニ於ケル競馬ノ使命達成ニ遺憾ナキヲ期セムトスルモノデアリマス、何卒御審議ノ上速カニ御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望致シマス

ルコトニナツノデアリマス、即チ競馬ノ利  
益金ノ政府ニ公納スル額ガ、此ノ際増額ヲ  
サレタコトニナルノデアリマス、此ノ事ニ  
關シテモ私ハ別ニ異論ヲ持ツテ居ル者デヘ  
アリマセヌ、唯其ノ第三項ニ於キマシテ從  
來ノ規定ヲ一應朗讀ヲ致シタイト思フノデ  
アリマスガ、「第一項ノ規定ニ依ル納付金ノ  
額ニ相當スル金額ハ馬ノ改良繁殖及馬事思  
想ノ普及ノ爲必要ナル經費竝ニ社會事業ノ  
爲必要ナル經費ニ充ツルコトヲ要ス、馬ノ  
改良繁殖及馬事思想ノ普及ノ爲必要ナル經  
費ニ充ツル金額ハ納付金ノ額ニ相當スル金  
額ノ三分ノ二ヲ下ルコトヲ得ズ」、此ノ規定  
ニ對シテ今回ノ改正ガ企テラレマシテ、其  
ノ三分ノ一ヲ四分ノ三ニ改メラレルコトニ  
ナツタノデアリマス、御承知デモゴザイマセ  
ウト思ヒマスガ、一應此ノ點ヲ御説明ヲ申  
上ゲタイト思ヒマス、競馬法ガ昭和六年ニ  
改正サレマシタ時ニ、初メテ此ノ第八條ノ  
規定ノ第三項ガ加ヘラレマシテ、競馬ニ依  
テ政府ニ納付スル金額ノ三分ノ二ハ即チ馬  
匹ノ改良、馬事思想ノ普及ノ爲ニ使用スル  
ノデアル、殘リノ三分ノ一ハ社會事業ニ支  
出スルト云フ趣旨ニ依ッテ改正ヲサレタノ  
デアリマス、其ノ額ノ率ガ今回ノ改正ニ依  
リマシテ政府ニ納付スル金額ハ増額致シマ  
スガ、其ノ中ノ四分ノ三ハ馬ノ改良及馬事思  
想ノ普及ニ使ヒ、サウシテ殘リ四分ノ一ガ  
社會事業ニ充テラレルト云フコトニナツタ  
ノデアリマシテ、此ノ改正ハ極メテ重大ナル  
ル改正デアルト考ヘルノデアリマス、一應此  
ノ席ニ於テ農林大臣ノ御意見ヲ承ラケレ  
バナラナイコトニナツタノデアリマス、即チ  
從來此ノ競馬ノ政府納付金ノ中カラ社會事  
業ニ使ハレル所ノ金額ノ率ガ、此ノ規定ニ

依ツテ低下サレルト云フコトニナルノデアリマシテ、是ハ此ノ疲弊困憊ノ時ニ當リマシテ、益々救濟ヲ要スル人ノ多イ時節ニ、此ノ社會事業ニ使ハレル金ノ率ガ低下サレルト云フコトハ由々シキ事態デアリマシテ、其ノ及ボス影響モ極メテ重大デアルコトヲ考ヘマスガ故ニ、其ノ何故ニ此ノ際ニ於テ率テヲ下ダラレタカト云フコトニ付テ、農林大臣ノ明確ナル御答辯ヲ得タイト思フノデアリマス、御承知ノ通リ昭和六年此ノ競馬法ガ改正ヲサレマシテ、政府納付金ノ一部ガ社會事業ニ使ハレルコトニナリマシタ主タル動機ヘ、昭和四年救護法ガ兩院ヲ通過シテ法律トナリマシタケレドモ、其ノ救護法ヲ実施致シマスル財源ノ點ニ於テ、政府ハ非常ニ苦慮サレマシタ、サウシテ此ノ競馬法改正ニ依リマシテ一部ノ財源ヲ此ノ競馬法公納金カラ得ルコトニ依ツテ、初メテ昭和七年ノ一月一日カラ救護法ハ實施サレルコトニナツタノデアリマス、御承知ノ通り救護法ハ六十五歳以上ノ老人、十三歳以下ノ子供或ハ不具廢疾ニ因リ、或ハ疾病傷痍ニ因リ、或ハ妊娠等ニ因リ、非常ニ困窮ヲシテ居ル人デアリ、而モ寄ルベナキ、貧困ニシテ生活ヲ維持スルコドノ出來ナイ者ニシテ國家ガ救護ヲスルト云フ制度デアリマス、此ノ救護法ノ實施ハ我ガ國ノ社會施設ト致シマシテ、最モ重大ナル關係ヲ持ツ大キナ施設デアルノデアリマス、其ノ救護法ガ舉ガテ速カニ此ノ法律ノ施行ヲ要望致シマシテ、全國ノ方面委員諸君ガ熱烈ナル祈願ヲ込メテ、連年猛烈ナル運動ヲ致シマシシテ、昭和四年ニ通過シテ居リナガラ、財源ノ闢シテ実施ガ出來マセスト云フコトデ、全國コトハ、諸君ノ記憶ニ尙新ナルコトデアル

ト私ハ信ズルノデアリマス、次ニ競馬法ノ一部ガ此ノ財源ニ充テラレルト云フコトニナリマシテ、初メテ此ノ貴イ意義ノアル救護法ガ實施ヲサレルコトニナツクノデアリマス、此ノ救護法ノ改正當時ニ色々論ゼラレマシタ點ヲ顧ミテ見マスルト、當時議會ニ提出サレマシタ時ニ、高橋琢也君ヨリ當時ノ町田農林大臣ニ此ノ社會事業ニ此ノ費用ヲ支出スルコトニ付テ御質問ガアリマシタ御答辯ニ「高橋君ノ御承知ノ牧野ノ荒廢シテ居ル現狀ニ付キマシテハ何トカ國家ガ之ヲ獎勵補助スルコトノ必要モ感ジテ居ツタノデ、相當ノ調査ガ進ンデ居リマシタニ際シテ、社會事業ノ最モ急ナルモノノ一ツトシテ救護法ノ實施ヲ急グコトガ生ジタノデアリマス、申ス迄モナク歐米各國ニ於キマシテハ競馬ノ收入ノ或一部ヲ慈善事業、社會事業等ニ投ズルコトハ殆ド世界ノ通念ト相成ツテ居リマシテ、先年此ノ改正ヲ致シマス時モ、當時ノ當局者ハ將來出來ルナラバ此一部ヲ割イテ社會事業、慈善事業ニ用ヒルト云フ大體ノ考ヲ持ツテ居リマシタコトハ、私共同感デアリマシテ、恐ラク斯様ナ種類ノ收入ノ一部ヲ社會事業ニ投ズルト云フコトハ、恐ラク異存ノナイコトト思ヒマス」、斯ウ町田農林大臣ハ當時御答ニナツテ居リマス、即チ競馬法カラ得ル收入ノ如キハ、農林大臣ハ、競馬法ノ改正ノ際ニ御説明ニナツテ居ルノデアリマス、又其ノ委員會ニ於キマシテ、或委員ヨリ外國ニ於テ競馬ノ收入ヲ社會事業ニ使フト云フノハ、馬匹

改良其ノ他ノ方ガ總テ完全ニ行届イタ後ニ、其ノ殘レルモノヲ社會事業ニ使ツタノデハナイカト云フ趣旨ノ質問ヲサレマシタ時ニ、同ジク町田農林大臣ハ御答ニナリマシテ、「其ノ點ハ相當調べテ見マシタガ、最早計畫ガ立ツテ、馬事振興ニ對シテ斯様ナ經費ガ多ク要ラナイト云フ見据方付キマシテ、初メテ社會事業ニ投ジタノデハナイヤウデアリマスカラ、大體競馬ノヤウナモノカラ得マスル收入ハ、矢張リ富豪ガ娛樂ノ爲ニ投ズルモノトノ大體ノ觀念カラ、其ノ一部ヲ貧困救助ノ意味ニ於テ社會事業ニ使フト、斯ウ云フ考デアリマス」、斯ウ當時ノ農林大臣ハ御答ニナッテ居リマス、此ノ競馬法ヲ改正ヲ致シマシテ、社會事業ニ其ノ收入ノ一部ヲ出スト云フ此ノ思想ニ付キマシテハ、現島田農林大臣ハ同様ニ、前町田農林大臣同様ナ御考ヲ御持チニナッテ居ルノデアルカドウカト云フコトヲ、第一點トシテ御質問ヲ申上ゲタイト思フノデアリマス、若シ島田農林大臣ガ前町田農林大臣ト同様ニ、斯クノ如キ競馬ニ依ツテ得ル收入ノ一部ノナリト云フコトヲ確信ヲサレテオイデニナルト致シマスナラバ、此ノ競馬法ノ今回ノ改正ノ際ニ當ツテ、其ノ社會事業ニ投ズベキモハ、貧困救助ノ爲ニ社會事業ニ投ズベキモハ、年々四百萬件、五百萬件ヲ越シテ居リキ金ト、馬匹改良ニ投ズベキ金トノ比率ヲ、年ノ世界的不況ノ影響ヲ受ケマシテ、農山特殊ニ今回低下ヲサレマシタ所ノ理由ヲ承りタイト思フノデアリマス、御承知ノ通り連法ガ實施ヲサレマシテモ、多數ノ貧困者ニシテ尙救護ノ手ノ届カナイモノガ相當數アルノデアリマス、例ヘバ內務省デ昭和九年

ノ調べニ依リマスト、全國デ只今申上ガマシタヤウナ六十五歳以上十三歳以下、疾病ニシテ自ラ生活スルコトノ出來ナイ者ノ數ガ、三十八萬四千五百六十八人アルト云フアリマスカラ、大體競馬ノヤウナモノカラ得マスル收入ハ、矢張リ富豪ガ娛樂ノ爲ニ投ズルモノトノ大體ノ觀念カラ、其ノ一部ヲ貧困救助ノ意味ニ於テ社會事業ニ使フト、斯ウ云フ考デアリマス」、斯ウ當時ノ農林大臣ハ御答ニナッテ居リマス、此ノ競馬法ヲ改正ヲ致シマシテ、社會事業ニ其ノ收入ノ一部ヲ出スト云フ此ノ思想ニ付キマシテハ、現島田農林大臣ハ同様ニ、前町田農林大臣同様ナ御考ヲ御持チニナッテ居ルノデアルカドウカト云フコトヲ、第一點トシテ御質問ヲ申上ゲタイト思フノデアリマス、若シ島田農林大臣ガ前町田農林大臣ト同様ニ、斯クノ如キ競馬ニ依ツテ得ル收入ノ一部ノナリト云フコトヲ確信ヲサレテオイデニナルト致シマスナラバ、此ノ競馬法ノ今回ノ改正ノ際ニ當ツテ、其ノ社會事業ニ投ズベキモハ、貧困救助ノ爲ニ社會事業ニ投ズベキモハ、年々四百萬件、五百萬件ヲ越シテ居リキ金ト、馬匹改良ニ投ズベキ金トノ比率ヲ、年ノ世界的不況ノ影響ヲ受ケマシテ、農山特殊ニ今回低下ヲサレマシタ所ノ理由ヲ承りタイト思フノデアリマス、御承知ノ通り連法ガ實施ヲサレマシテモ、多數ノ貧困者ニシテ専救護ノ手ノ届カナイモノガ相當數アルノデアリマス、例ヘバ內務省デ昭和九年

ノ調べニ依リマスト、全國デ只今申上ガマシタヤウナ六十五歳以上十三歳以下、疾病ニシテ自ラ生活スルコトノ出來ナイ者ノ數ガ、三十八萬四千五百六十八人アルト云フアリマスカラ、大體競馬ノヤウナモノカラ得マスル收入ハ、矢張リ富豪ガ娛樂ノ爲ニ投ズルモノトノ大體ノ觀念カラ、其ノ一部ヲ貧困救助ノ意味ニ於テ社會事業ニ使フト、斯ウ云フ考デアリマス」、斯ウ當時ノ農林大臣ハ御答ニナッテ居リマス、此ノ競馬法ヲ改正ヲ致シマシテ、社會事業ニ其ノ收入ノ一部ヲ出スト云フ此ノ思想ニ付キマシテハ、現島田農林大臣ハ同様ニ、前町田農林大臣同様ナ御考ヲ御持チニナッテ居ルノデアルカドウカト云フコトヲ、第一點トシテ御質問ヲ申上ゲタイト思フノデアリマス、若シ島田農林大臣ガ前町田農林大臣ト同様ニ、斯クノ如キ競馬ニ依ツテ得ル收入ノ一部ノナリト云フコトヲ確信ヲサレテオイデニナルト致シマスナラバ、此ノ競馬法ノ今回ノ改正ノ際ニ當ツテ、其ノ社會事業ニ投ズベキモハ、貧困救助ノ爲ニ社會事業ニ投ズベキモハ、年々四百萬件、五百萬件ヲ越シテ居リキ金ト、馬匹改良ニ投ズベキ金トノ比率ヲ、年ノ世界的不況ノ影響ヲ受ケマシテ、農山特殊ニ今回低下ヲサレマシタ所ノ理由ヲ承りタイト思フノデアリマス、御承知ノ通り連法ガ實施ヲサレマシテモ、多數ノ貧困者ニシテ専救護ノ手ノ届カナイモノガ相當數アルノデアリマス、例ヘバ內務省デ昭和九年

ノ調べニ依リマスト、全國デ只今申上ガマシタヤウナ六十五歳以上十三歳以下、疾病ニシテ自ラ生活スルコトノ出來ナイ者ノ數ガ、三十八萬四千五百六十八人アルト云フアリマスカラ、大體競馬ノヤウナモノカラ得マスル收入ハ、矢張リ富豪ガ娛樂ノ爲ニ投ズルモノトノ大體ノ觀念カラ、其ノ一部ヲ貧困救助ノ意味ニ於テ社會事業ニ投ズベキ金ト、馬匹改良ニ投ズベキ金トノ比率ヲ、年ノ世界的不況ノ影響ヲ受ケマシテ、農山特殊ニ今回低下ヲサレマシタ所ノ理由ヲ承りタイト思フノデアリマス」、斯ウ當時ノ農林大臣ハ御答ニナッテ居リマス、此ノ競馬法ヲ改正ヲ致シマシテ、社會事業ニ其ノ收入ノ一部ヲ出スト云フ此ノ思想ニ付キマシテハ、現島田農林大臣ハ同様ニ、前町田農林大臣同様ナ御考ヲ御持チニナッテ居ルノデアルカドウカト云フコトヲ、第一點トシテ御質問ヲ申上ゲタイト思フノデアリマス、若シ島田農林大臣ガ前町田農林大臣ト同様ニ、斯クノ如キ競馬ニ依ツテ得ル收入ノ一部ノナリト云フコトヲ確信ヲサレテオイデニナルト致シマスナラバ、此ノ競馬法ノ今回ノ改正ノ際ニ當ツテ、其ノ社會事業ニ投ズベキモハ、貧困救助ノ爲ニ社會事業ニ投ズベキモハ、年々四百萬件、五百萬件ヲ越シテ居リキ金ト、馬匹改良ニ投ズベキ金トノ比率ヲ、年ノ世界的不況ノ影響ヲ受ケマシテ、農山特殊ニ今回低下ヲサレマシタ所ノ理由ヲ承りタイト思フノデアリマス、御承知ノ通り連法ガ實施ヲサレマシテモ、多數ノ貧困者ニシテ専救護ノ手ノ届カナイモノガ相當數アルノデアリマス、例ヘバ內務省デ昭和九年

金ノ率ガ下リマシテモ、此ノ改正案ニ御同意ニナリ、之ヲ政府案トシテ提出サレルコトニナリマシタノ付キマシテハ、私共ドウシテモ了解ニ苦シムノデアリマス、内務大臣トシテ此ノ要救護ノ人ガ斯クノ如ク非常ニ殖エテ参リ、而モ經費ノ關係ニ救護ヲ受クルコトガ出来ナイデ苦シンデ居ル者ガ六十八「ペーセント」モアルノダ、斯ウ云フ事實ヲ御覽ニナレバ、ソレハ全體カラ申セバガシニナル譯ニハ行カナイノデハナカラウカト思フノデアリマスガ、如何ナル所見ニ依リマシテ、此ノ四分ノ三ニ率ヲ低下スルコトヲ御認メニナリ、サウシテ是ガ政府案トナシテ提出サレマシタカト云フコトヲ、一應内務大臣ニ御伺ヒシタトイチノノデアリマス、更ニ之ニ關聯ヲ致シマシテ、内務大臣ニ御伺ヲ申シタインデアリマスガ、救護法實施ノ中デ、私共モ非常ニ遺憾ニ思ッテ居リマスコトヘ、病氣ニ罹ッテサウシテ此ノ醫療ノ途ガ十分ニ達セラレナシコトニアリマス、醫療ノ根本問題ニ付キマシテハ、私共別ニ意見ガアリマス、色々社会事業ノ對象トナリマス多クノ貧困者ノ原因ヲ尋不て見マスルト、疾病ニ原因スルモノガ相當アリマス、サウシテ此ノ病氣ヲ治療致シマスコトガ、日本ノ現在ノ醫療制度ニ於キマシテハ、非常ニ費用ガ掛リマシテ、病氣ヲ初期ノ間ニ治療ヲ致シマスト云フヤウナコトガ困難ナル爲ニ、益、貧困ノ狀態ニ陥ル状態デアルノデアリマス、勿論救護法ニハ疾病傷痍者ヲ救護スル途ヘ付イテ居リマスケレドモ、此ノ點ハ極メテ遺憾ナガラ、サヘヤカナ救護ノ手シカ伸ビテ居リマセヌ、

畏多クモ毎年末ニ當リマシテ 皇后陛下ヨリ御手許金ヲ御下賜ニナリ、年末巡廻救療等ガ行ハレマシテ、社會事業ニ於キマシテモ總動員ヲシテ、是等貧困者ノ爲ニ救療ノ手ヲ伸バシテ居ルノデアリマス、サウ云フ意味カラ考ヘテ見マシテモ、此ノ醫療救護ト云フコトガ、貧民ノ救護ノ上ニ最モ大切ナコトデアリマス、デアリマスカラ今ヤ既ニ救護法ノ中カラ醫療救護ダケハ特別ノモノニシマシテ、醫療救護法ヲ制定ヲシテ、醫療救護ノ徹底ヲ圖レト云フ議論ガ朝野ノ間ニヤカマシイノデアリマス、屢々請願、建議トナリマシテ内務省ノ御手許ニモ届イテ居ルコトト思フノデアリマス、然ルニ之ヲ實施致シマスノニモ相當ノ費用ヲ要スルノデアリマス、折角競馬ニ依ツテ興ヘラレル所ノ財源ヲ、斯クシテ馬匹改良ノ方面ニ多額ヲ費シ、社會事業ニ對シマシテハ率ヲ低下スルコトニナリマスコトハ、如何ニモ此ノ際遺憾千萬ナコトデアルト思フノデアリマス、馬ガ大切デアッテ人ガ大切デナイト云フ結果ヲ此ノ改正案ニ於テ表明ヲスルコトヲ、如何ニモ遺憾ト存ズルノデアリマス、此ノ點ニ付キマシテ農林大臣及内務大臣ノ御所見ヲ承リタイト思フノデアリマス

本改正案ハ第二次ノ馬政計畫實行ニ伴ヒマ  
シテ馬政調査會ニ諸問ヲ致シマシタ、其ノ  
答申ニ基イテ提案ヲ致シタモノデアリマシ  
テ、大體馬政調査會ノ諸問ニ答申ノ各箇條  
ヲ、法文化シタト云フヤウナ事情ニナッテ  
居ルノデアリマシテ、而シテ只今ノ第八條  
ノ改正ノ點ニ付キマシテハ、是亦同調查會  
ノ答申ノ第三トシテ爲サレマシタ、政府納  
付金ニ關スル事項トシテ答申サレタ其ノ答  
申ニ基イタノデアリマシテ、御参考ノ爲ニ  
相當スル金額トスルコト、政府納付金ノ額  
ニ相當スル金額ノ四分ノ三以上ハ馬ノ改良  
繁殖及馬事思想ノ普及ノ爲必要ナル經費ニ  
充ツルコトヲ要スルモトスルコト」、斯様  
ニナッテ居ルノデアリマシテ、然ルニ此ノ點ニ  
付キマシテ現行法ニアル所ノ三分ノ二トア  
ルノヲ四分ノ三ニ減額ラズスト云フノハド  
ウデアルカト云フ御尋デアリマスガ、今回  
ノ改正ニ依リマシテ、即チ此ノ答申案ニ基  
イテ提案ヲ致シマシタ改正ニ依リマシテ、  
納付金ノ額ガ只今申上ダガシタヤウニ增額  
ヲスルコトニナッタノデアリマス、從ヒマシ  
テ政府ノ收入ガ此ノ規定ニ依リマシテ増額  
ヲ致シマス、其ノ増額ノ結果ト致シマシテ  
是迄ノ三分ノ二ノ率ヲ四分ノ三ト致シマシ  
テモ、社會事業等ニ使用スペキ金額ニ付テ  
所ノ金ハ、從來百萬圓ヲ下ラナイ、斯様ナ  
護法ノ實施ニ伴ヒマシテ、内務省トノ關係  
ニ於テ競馬ノ收入カラ社會事業ニ支出スル  
カラ現在ノ政府ノ豫定ノ數字ヲ申シマスル

ト云フト、昭和十年度ニ於キマシテ、此ノ納付金三分ノ一ノ制度ニ於キマシテ、此ノ納付金ノ豫算ハ五百二十六萬餘圓デアリマシテ、即チ此ノ三分ノ一ハ百七十五萬餘圓ニナツテ居リマス、春競馬ハ此ノ改正法ニ當嵌メルコトガ出來ナカツタ爲ニ、春競馬ノ收入ハ増額致シテ居リマセヌカラシテ、昭和十一年度ノ納付金ノ總額ハ豫定ヨリハ少シク減ツテ居リマスケレドモ、改正法ヲ實施致シマシテ、即チ四分ノ一ノ關係ヲ見テ行ナツテ居リマス、從ヒマシテ此ノ四分ノ納付金ノ豫定額ハ六百五十八萬餘圓ニナツテ居リマス、之ヲ春秋ノ競馬ニ改正法ヲ適用致シマシタ政府ノ納付金ノ豫算額ハ七百二十二萬餘圓、即チ昭和十二年度以降ニ於キマシテハ七百二十二萬餘圓ノ收入ガアルロトニ豫算ヲ致シテ居リマスノデ、其ノ四分ノ一ハ百八十九萬餘圓ニナツテ居リマス、内務省トノ關係ニ於テ此ノ社會事業ニ充ツベキ財源ヲ百萬圓ト致シマスレバ、其ノ間ニ尙相當ノ餘裕ガアリマスル譯デアリマス、馬事ノ方面ニ使ヒマスル此ノ二次計畫ノ關係カラシテ、金額ハ相當多額ヲ要スル次第アリマシテ、是ハ國防上ニモ關係ノアル事柄デアリマシテ、馬政調査會、此ノ馬ニ關係ノ方面ニ於キマシテハ、相當大キナ規模ニ依ッテ實行ヲスルコトヲ要求サレテ居ル次第アリマシテ、ソレ等ノ關係カラシテ納付金ノ率ヲ上ゲルコトニナックノデアリマスガ、其ノ關係上只今御質問ノヤウニ四分ノ一ト致シマシテ、四分ノ一ニ相當スルモノノ中カラ社會事業ニ百萬圓ヲ割キマシテモ、尙其ノ餘裕ニ於テハ相當ナモノガアル豫算デアリマシテ、又此

ノ事ニ付キマシテヘ將來ト雖モ百萬圓ヲ下ルヤウナコトハアルマイ、斯様ナ考ヲ以テ内務省トモ折衝ヲ致シタ次第アリマシテ、内務省ニ於キマシテモ此ノ率ヲ下ゲルト云ス、形ニ於テ只今丸山君ノ御質問ニ現レタヤウナ嫌ヒノアルト云フコトハ認メマスケレドモ、内容ニ於テハ變リガナイ、又其ノ思想ニ於キマシテモ、競馬ノ收入ノ一部ヲ救護事業、社會事業ニ向ケルト云フコトノ考へ方ニ於テハ何等變リガナイト云フコトデ、内務省ニ於テモ同意ヲセラレタヤウナ次第デアリマス、此ノ點ヲ何卒御了承願ヒタイト思ヒマス

交渉ガアリマシタ時ニ、別ニ其ノ實質ニ於テ、金額ニ於テ變リガナイカラト云フノデ、先づ之ヲ承諾サレタト思ツテ居リマス、ソレニ此ノ救護法ニ付キマシテハ今度ノ追加豫算ニハ尙五十萬圓ノ増額ヲ計上シテアルノデアリマス、其ノ方デ以テ尙今迄ヨリモ徹底シタ仕事ヲシタイ、研究調査ヲ進メタイト云フコトヲ考ヘテ居ル次第アリマス、ソレカラ醫療救護ノコトニ付キマシテノ御話ガアリマシタノデゴザイマスガ、此ノ事ニ付キマシテハ先年來相當ニ検討サレテ居ルコトノヤウデアリマスガ、大體相當ニ是ニハ金ガ掛ル問題デアリマスノデ、マダ之ヲ提案スル迄ニハ至ツテ居ラナイノデアリマス、今後之ニ對シテハ相當ニ努力シタイト考ヘテ居ルノデゴザイマス、ソレダケ御答ヘ申上ゲマス

○議長（公爵近衛文麿君）　上方君  
「上方寧君演壇ニ登ル」

○土方寧君　私ハ競馬法中改正法律案ニ付  
キマシテ質問ヲ致シタイト忠ゾノアリマス、質  
問ノ趣旨ヲ明カニスルダケニ止メ、此ノ際ハ  
意見ヲ述ヘルコトハ差控ヘル積リデアリマス、日  
露戰後成金ナドガ頻出シマシテ、非常ニ實  
業界ガ繁昌シタ時ニ、所謂馬券附ノ競馬ノ盛  
ニ行ハレマシタコトハ、當時ノ民心ガ輕佻  
浮薄、放縱ニ流レテ居ツタコトヲ明カニ示  
スノデアリマス、多分此ノ事ヲ御軽念アラ  
セラレタ結果グラウト思ヒマスガ、明治四  
十一年十月十三日ニ、明治天皇ヨリ戊申  
詔書ヲ拜スルヤウニナリマシタ、其ノ一部  
分ヲ謹シテ捧讀致シマス、「戰後日尙淺ク庶  
政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲニシテ忠  
實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚  
俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相減メ自彊  
息マサルヘシ」此ノ部分ダケニ止メマス、  
此ノ詔書ヲ拜シマシテ、其ノ後、時ノ政府  
ハ所謂馬券附ノ競馬ト云フモノ、馬券發賣  
ヲ禁止シタノデアリマス、然ルニ明治天  
皇ガ御崩御ニナリマシテ十年餘モ經チマス  
ト、第何議會デアリマシタカ、大正十一年  
ノ暮カラ春ニ跨ル議會ニ、時ノ政府ハ馬券  
ノ發賣ヲ許サナケレバ競馬ガ盛ニ行ハレナ  
イ、競馬ガ盛ニ行ハレナケレバ馬匹ノ改良  
ガ出來ナイト云フノデ、馬券ト云フノガ如  
何ニモ卑賤ナ言葉デアリマスカラ、名前ダ  
ケハ勝馬投票券ト云フ尤モラシイ名前ニ變  
ヘマシテ、之ヲ許ス提案ヲサレタノデアリ  
マス、當時私ハ本院ニ議席ヲ與ヘラレテ間  
モナイ時デアリマシタケレドモ、如何ニモ  
民心ニ害ナルモノト思ヒマシタカラ、默

シ難ク反対シマシタケレドモ、反対シ甲斐ガナク其ノ法律ガ行ハレマシテ今日ニ至リテ居ル、其ノ大正十二年ノ暮ニハマダ記憶ニ新シイ關東地方ノ大震火災ガゴザイマシテ、一時此ノ震火災ノ打擊ヲ受ケタ地方ノ民心ガ混亂状態ニ陥リ、殆ド放心ノ有様デアッタノデアリマス、之ニ付テハ私自身ガ自宅ヲ防火スルニ付テ體驗シタコトガアリマス、官吏モ一般人民モ消防隊モ殆ド放心ノ態デ居ツテ、斯程マデニ全道ヲ燒カナクテモ濟ンダヤウニ思ッテ居リマスケレドモ、コンナ話ハ此處ニハシマセヌ、此ノ時ニハ、大正十二年ノ九月ノ十七日ニ關東大地震災ニ付テノ勅語ヲ、大正天皇カラ拜シテ居リマス、是ハ帝都復興ニ付テ民心ヲ激励シ賜タコトデアリマスガ、同ジ年ノ十二年ノ十一月十日ニハ、國民精神作興ニ關スル詔書ヲ拜シテ居リマス、謹ンデ其ノ一部分ヲ捧讀致シマス、是ハ競馬法ガ其ノ春通過シタ後デアリマス「朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ」、中ヲ略シマスガ、其ノ先キノ方ニ行キマスト、「輓近學術益、開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク崩シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ヘ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル」、實ニ恐入ツ御言葉デアリマス、今ニ及ヒテ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ



昭和十一年度一般會計歲出ノ財源ニ充

ツル爲特別會計ニ屬スル資金ノ繰替使

用等ニ關スル法律案

昭和十一年度一般會計歲出ノ財源ニ充

ツル爲特別會計ニ屬スル資金ノ繰替使

用等ニ關スル法律案

昭和十一年度一般會計歲出ノ財源ニ充

ツル爲政府ハ通信事業及帝國鐵道ノ特別會

計ニ屬スル資金ヲ繰替使用シ關東局、朝

鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳ノ

特別會計ヨリ他ノ法律ニ依ルモノノ外一

般會計ニ繰入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ繰入レタル金額ニ付テ

ハ後日一般會計ヨリ同額ヲ當該特別會計

一般會計ニ繰入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ繰入レタル金額ニ付テ

昭和十一年五月十八日

衆議院議長 富田幸次郎

貴族院議長近衛文麿殿

昭和九年法律第七號中改正法律案

昭和九年法律第七號中左ノ通改正ス

「五千萬圓」ヲ「五千八百四十萬圓」ニ改ム

#### 附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

參照

昭和九年法律第七號ハ滿洲事件ニ關ス

ル一時賜金トシテ交付スル公債發行ニ

關スル法律ナリ

對支文化事業特別會計法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十一年五月十八日

衆議院議長 富田幸次郎

貴族院議長近衛文麿殿

昭和十一年五月十八日

衆議院議長 富田幸次郎

貴族院議長近衛文麿殿

對支文化事業特別會計法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十一年五月十八日

衆議院議長 富田幸次郎

貴族院議長近衛文麿殿

對支文化事業特別會計法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和七年法律第一號中改正法律案

昭和七年法律第一號中左ノ通改正ス

「八億一千六十萬圓」ヲ「九億九千四百五

十萬圓」ニ改ム

衆議院議長近衛文麿殿

昭和七年法律第一號中改正法律案

ニ付キマシテ御說明申上ゲマス、只今議題  
トナリマシタ昭和十一年度一般會計歲出財  
源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案ノ提  
出理由ヲ説明致シマス、昭和十一年度一般  
會計ニ於キマシテ、既ニ成立シテ居リマス  
公債法ニ依リ發行スル公債金額、並ニ滿洲  
事件ニ關スル經費支辨ノ爲發行スル公債金  
額ノ外ニ、歲入ノ不足ヲ補填スル爲メ五億  
千二百九十餘萬圓ノ公債ノ發行ヲ必要トス  
ルコトハ、曩ニ昭和十一年度追加豫算ノ大  
要ヲ説明致シマシタ際ニ申述べテ置キマシ  
タガ、之方爲ニハ新ニ起債ノ權能ヲ得ルコ  
トガ必要デアリマス、尙昭和十一年度ノ歲  
出ニ於キマシテモ、其ノ内若干ノ金額ハ、  
例年ノ如ク翌年度ニ繰越サル、結果ニナル  
ノデアラウト存ジマスガ、其ノ繰越額ノ財  
源ハ必ズシモ十一年度内ニ起債スルコトヲ  
必要ト致シマセヌ爲メ翌年度ニ於テ發行シ  
得ルコトト爲スヲ適當ト認メマス、右ノ理  
由ニ依リ本案ヲ提出致シマシタ次第デアリ  
マス、何卒御審議ノ上御協贊ヲ與ヘラレムコ  
トヲ希望スル次第デアリマス、昭和十一年度  
一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲特別會計  
ニ屬スル資金ノ繰替使用ヲナス必要ヲ認メ  
マシテ、通信事業會計ニ屬スル資金ノ中三  
百四十萬圓ヲ、帝國鐵道特別會計ニ屬スル  
資金ノ中七百萬圓ヲ繰替使用シ、關東局特  
別會計ヨリ百四十萬圓、朝鮮總督府及臺灣  
總督府ノ特別會計ヨリ百四十五萬圓、樺太  
廳特別會計ヨリ各百九十萬圓、樺太  
廳特別會計ヨリ百四十萬圓、南洋廳特別  
會計ヨリ四十五萬圓ヲ一般會計ニ繰入ル  
ルコトト致シマシタ、右繰替使用又ヘ繰入  
シ關シマシテヘ、何レモ法律ノ制定ヲ要シ  
マスルノデ、本法律案ヲ提出致シマシタノデアリ  
マス、何卒御審議ノ上御協贊ヲ與ヘラレムコ  
トヲ希望スル次第デアリマス、對支文化事業  
特別會計ノ歲出額ハ、對支文化事業特別  
會計法第七條ニ依リマシテ、寄附金ニ依ル  
モノヲ除クノ外、毎年度三百萬圓ヲ超過シ



七 第四十三條（第五十六條第二項ニ  
於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ割當  
前項第一號、第二號、第四號及第五號  
ニ掲タル事項ノ決議ハ行政官廳ノ認可  
ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ  
第十五條 定款ノ變更ハ總代會ニ於テ之  
ヲ組織スル者半數以上出席シ出席者ノ  
三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス  
定款ノ變更ガ地區ノ増減ニ關スルトキ  
ハ前項ノ規定ニ依ル議決ノ外新ニ編入  
セラレ又ハ削除セラルベキ區域内ノ組  
合員タル資格ヲ有スル者又ハ組合員ノ  
三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス  
第十六條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ  
外總代會及役員ニ關シ必要ナル事項ハ  
命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第十七條 特別ノ事情アル米穀統制組合  
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ總代會ヲ設ケ  
組合員ノ總會ヲ以テ之ニ充ツルコト  
總代會ニ關スル規定ハ總會ニ之ヲ準用ス  
第十八條 米穀統制組合ニ左ノ役員ヲ置  
ク  
組合長 一人  
副組合長 一人  
評議員 數人  
役員ハ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ組  
合長及副組合長ハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ  
選任スルコトヲ妨げズ  
役員ノ選任及解任ハ總代會ニ於テ之ヲ  
行フ  
役員ノ解任竝ニ第二項但書ノ規定ニ依  
ル組合長及副組合長ノ選任ハ行政官廳  
ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ  
生ゼズ

組合長ノ職務ヲ行フ者ナキトキハ行政  
官廳ハ總代ヲ指定シ組合長ノ職務ヲ行  
ハシムルコトヲ得  
第十五條 定款ノ變更ハ總代會ニ於テ之  
ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ  
第十五條 定款ノ變更ハ總代會ニ於テ之  
ヲ組織スル者半數以上出席シ出席者ノ  
三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス  
定款ノ變更ガ地區ノ増減ニ關スルトキ  
ハ前項ノ規定ニ依ル議決ノ外新ニ編入  
セラレ又ハ削除セラルベキ區域内ノ組  
合員タル資格ヲ有スル者又ハ組合員ノ  
三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス  
第十六條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ  
外總代會及役員ニ關シ必要ナル事項ハ  
命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第十七條 特別ノ事情アル米穀統制組合  
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ總代會ヲ設ケ  
組合員ノ總會ヲ以テ之ニ充ツルコト  
總代會ニ關スル規定ハ總會ニ之ヲ準用ス  
第十八條 米穀統制組合ニ左ノ役員ヲ置  
ク  
組合長 一人  
副組合長 一人  
評議員 數人  
役員ハ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ組  
合長及副組合長ハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ  
選任スルコトヲ妨げズ  
役員ノ選任及解任ハ總代會ニ於テ之ヲ  
行フ  
役員ノ解任竝ニ第二項但書ノ規定ニ依  
ル組合長及副組合長ノ選任ハ行政官廳  
ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ  
生ゼズ

組合長及副組合長ノ選任及退任ハ第四  
項及第二十六條ノ場合ヲ除クノ外其ノ  
旨ヲ行政官廳ニ届出バシ  
行政官廳第四項ノ認可、第五項ノ指定  
若ハ第二十六條ノ解任ヲ爲シ又ハ前項  
ノ届出ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク其ノ  
旨ヲ告示スベシ  
第十九條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合ノ  
事務ヲ總理ス  
副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故  
アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス  
評議員ハ組合長ノ諮詢ニ應ジ並ニ組合  
ノ業務執行及財産ノ状況ヲ監査ス  
第二十條 總代會ノ議決ヲ經ベキ事項ニ  
關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ總代  
會成立セザルトキ又ハ之ヲ招集スルノ  
暇ナキトキハ命令ノ定ムル場合ヲ除ク  
ノ外組合長之ヲ專決處分スルコトヲ  
得  
前項ノ規定ニ依リ專決處分ヲ爲シタル  
トキハ組合長ハ次ノ總代會ニ之ヲ報告  
スベシ  
第二十一條 米穀統制組合ハ第十八條ノ  
役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ職員ヲ  
置クコトヲ得  
第二十二條 米穀統制組合ハ定款ノ定ム  
ル所ニ依リ其ノ組合員ニ對シ經費ヲ分  
賦シ及過怠金ヲ徵收スルコトヲ得  
米穀統制組合ノ經費又ハ過怠金ヲ滯納  
スル者アル場合ニ於テ其ノ組合長ノ請

求アルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ  
依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ米穀統  
制組合ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市  
町村ニ交付スベシ  
市町村ガ前項ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ  
三十日以内ニ其ノ處分ニ著手セズ又ハ  
組合長ハ行政官廳ノ認可ヲ得テ之ヲ處分  
ノ届出ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク其ノ  
旨ヲ告示スベシ  
第十九條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合ノ  
事務ヲ總理ス  
副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故  
アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス  
評議員ハ組合長ノ諮詢ニ應ジ並ニ組合  
ノ業務執行及財産ノ状況ヲ監査ス  
第二十條 總代會ノ議決ヲ經ベキ事項ニ  
關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ總代  
會成立セザルトキ又ハ之ヲ招集スルノ  
暇ナキトキハ命令ノ定ムル場合ヲ除ク  
ノ外組合長之ヲ專決處分スルコトヲ  
得  
前項ニ規定スル徵收金ノ先取特權ノ  
順位ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノ  
ノ徵收金ニ次ギ其ノ時效ニ付テハ市町  
村稅ノ例ニ依ル  
前項ニ規定スル徵收金ノ先取特權ノ經  
費及過怠金ノ分賦徵收、滯納處分、先  
取特權ノ順位及時效ニ關シテハ命令ノ  
定期ムル所ニ依ル  
朝鮮及臺灣ニ於ケル米穀統制組合ノ經  
費及過怠金ノ分賦徵收、滯納處分、先  
取特權ノ順位及時效ニ關シテハ命令ノ  
定期ムル所ニ依ル  
經費ノ分賦及過怠金ノ徵收ニ關シテハ  
勅令ノ定期ムル所ニ依リ異議ノ申立、訴  
願及行政訴訟（朝鮮ニ在リテハ異議ノ  
申立、臺灣ニ在リテハ異議ノ申立及訴  
願ニ限ル）ヲ爲スコトヲ得  
第二十三條 米穀統制組合ハ定款ノ定ム  
ル所ニ依リ使用料及手數料ヲ徵收スル  
コトヲ得  
第二十四條 使用料及手數料ノ徵收、米  
穀ノ寄託其ノ他米穀統制組合ト組合員  
トノ間ニ於ケル權利義務ニ關シテハ本  
法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ別段  
ノ規定アルモノヲ除クノ外民事訴訟ヲ  
提起スルコトヲ得  
第二十五條 行政官廳ハ米穀統制組合  
ニ對シ組合ノ事務ニ關スル報告ヲ爲サシ  
米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ米穀

販賣組合ナキ市町村ニ於テハ勅令ノ定

ムル所ニ依リ農會ハ行政官廳ノ許可ヲ

受ケ米穀統制組合ノ事業ヲ行フコトヲ

朝鮮及臺灣ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ

得

行政官廳ノ許可ヲ受ケ米穀統制組合ノ

依リ米穀ヲ取扱フ事業組合又ハ農會ハ

行政官廳ノ許可ヲ受ケ米穀統制組合ノ

事業ヲ行フコトヲ得

第二十九條 米穀統制組合ノ事業ヲ行フ

團體ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ團體員ニ

非ズシテ其ノ區域内ニ於テ米穀統制組

合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ

團體員ニ準ジ第四條第一項ニ掲グル事

業ヲ行フコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ第四條第一項ニ掲

グル事業ヲ行フ團體ハ前項ニ規定スル

者ヨリ團體員ノ例ニ準ジ使用料及手數

料ヲ徵收スルコトヲ得

第三十條 米穀統制組合ノ事業ヲ行フ團

體ガ第四十三條ノ規定（第五十六條第

二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ依

ル割當ヲ爲ス場合ニ於テハ總會又ハ總代會

會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

米穀統制組合ノ事業ヲ行フ場合ニ於ケ

ル前項ノ團體ノ監督及總會又ハ總代會

ニ關シテハ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコ

トヲ得

第三十一條 米穀統制組合及其ノ事業ヲ

行フ團體ハ團體相互ノ聯絡ヲ圖リ米穀ノ供

給過剩ナリト認ムルトキハ其ノ過剩數

量ノ範圍内ニ於テ定ムル一定數量ノ米

穀統制組合聯合會ヲ設立スルコトヲ得

第三十二條 地方米穀統制組合聯合會ハ

法人トス

第三十三條 地方米穀統制組合聯合會ノ

地區ハ内地ニ在リテハ道府縣、朝鮮ニ

在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州ノ區域

ニ依ル

第三十四條 地方米穀統制組合聯合會ニ

總會ヲ置ク

總會ハ會長、副會長及議員ヲ以テ之ヲ

組織ス

第三十五條 地方米穀統制組合聯合會ノ

議員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ノ代表者

ヲ以テ之ニ充ツ

第三十六條 地方米穀統制組合聯合會ニ

左ノ役員ヲ置ク

會長 一人

副會長 一人又ハ二人

評議員 數人

役員ハ議員中ヨリ之ヲ選任ス但シ會長

及副會長ハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ選任ス

ルコトヲ妨げズ

前項但書ノ規定ニ依ル會長及副會長ノ

選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザ

ルコトヲ得

第三十八條 勅令ノ定ムル所ニ依リ行政

官廳ノ許可ヲ受ケ道府縣ヲ區域トスル

米穀ヲ取扱フ販賣組合聯合會（以下道

府縣米穀販賣組合聯合會ト稱ス）ハ地

方米穀統制組合聯合會ノ事業ヲ行フコ

トヲ得

第三十九條 地方米穀統制組合聯合會ノ

事業ヲ行フ道府縣米穀販賣組合聯合會

ハ其ノ區域内ニ於ケル米穀統制組合及

所屬組合ニ非ズシテ米穀統制組合ノ事

業ヲ行フ團體ニ對シ所屬組合ニ準ジ第

三十七條ニ於テ準用スル第四條第一項

ニ掲グル事業ヲ行フコトヲ得

第四十條 地方米穀統制組合聯合會ノ事

業ヲ行フ道府縣米穀販賣組合聯合會第

四十三條ノ規定（第五十六條第二項ニ

於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ依ル割當

ヲ爲ス場合ニ於テハ總會又ハ總代會ノ

議決ヲ經ルコトヲ要ス

第四十一條 政府ハ第四十一條ノ規定ニ

依リ内地、朝鮮及臺灣ニ付定マリタル

數量ヲ各内地、朝鮮及臺灣ニ於ケル地

方米穀統制組合聯合會又ハ其ノ事業ヲ

行フ道府縣米穀販賣組合聯合會ニ對シ

割當テ其ノ米穀ニ付統制ヲ命ジ、地方

米穀統制組合聯合會又ハ其ノ事業ヲ

行フ道府縣米穀販賣組合聯合會ハ其ノ割

當テラレタル數量ヲ米穀統制組合又ハ

其ノ事業ヲ行フ團體ニ對シ割當ツルコ

トヲ要ス

米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體

ハ其ノ割當テラレタル數量ヲ團體員及

第二十九條ニ規定スル者ニ對シ割當ツ

ルコトヲ要ス

朝鮮及臺灣ニ於テ統制セシムベキ米穀

ノ數量ノ割當ニ付テハ前二項ノ規定ニ

關シ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

前項ノ米穀需給推算ノ方法ハ勅令ヲ以

テ之ヲ定ム

第一項ノ一定數量ノ内地、朝鮮及臺灣

ニ對スル割當ノ割合ハ勅令ノ定ムル所

ニ依リ内地、朝鮮及臺灣ノ米穀管外移出

數量、米穀收穫ノ豐凶等ヲモ參酌シテ

之ヲ定ム

第四十二條 前條第一項ノ米穀需給推算

及統制スペキ米穀ノ數量並ニ同條第三

項ノ割當ノ割合ニ付テハ米穀自治管理

委員會ニ諮問シテ之ヲ定ム

米穀自治管理委員會ノ組織及權限ハ勅

令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條 政府ハ第四十一條ノ規定ニ

依リ内地、朝鮮及臺灣ニ付定マリタル

數量ヲ各内地、朝鮮及臺灣ニ於ケル地

方米穀統制組合聯合會又ハ其ノ事業ヲ

行フ道府縣米穀販賣組合聯合會ニ對シ

割當テ其ノ米穀ニ付統制ヲ命ジ、地方

米穀統制組合聯合會又ハ其ノ事業ヲ

行フ道府縣米穀販賣組合聯合會ハ其ノ割

當テラレタル數量ヲ米穀統制組合又ハ

其ノ事業ヲ行フ團體ニ對シ割當ツルコ

トヲ要ス

米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體

ハ其ノ割當テラレタル數量ヲ團體員及

第二十九條ニ規定スル者ニ對シ割當ツ

ルコトヲ要ス

朝鮮及臺灣ニ於テ統制セシムベキ米穀

ノ數量ノ割當ニ付テハ前二項ノ規定ニ

關シ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

第四十四條 地方米穀統制組合聯合會若

ハ其ノ事業ヲ行フ團體又ハ米穀統制組

合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體前條ノ規定

ニ依ル割當ヲ爲サザル場合ニ於テハ政

府ハ之ニ代リ割當ヲ爲スコトヲ得

第四十五條 前二條ノ割當ニ關シ必要ナ

ル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 米穀統制組合又ハ其ノ事業

ヲ行フ團體ハ其ノ割當ヲレタル數量

ノ米穀ヲ貯藏スルコトヲ要ス但シ其ノ

貯藏ヲ解除シタルモノ及第四十九條又

ハ第五十條ノ規定ニ依リ政府ノ買入ヲ

爲シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十七條 米穀統制組合又ハ其ノ事業

ヲ行フ團體員ハ第四十三條又ハ

第四十四條ノ規定ニ依リ割當ヲレタ

ル數量ノ米穀ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ

米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體

ニ寄託スルコトヲ要ス第二十九條及第

三十條ニ規定スル者ニ付亦同ジ

第四十八條 米穀統制組合又ハ其ノ事業

ヲ行フ團體ハ第二項ノ場合及勅令ノ定

ムル場合ヲ除クノ外第四十六條ノ規定

ニ依リ貯藏シタル米穀ニ付其ノ貯藏ノ

解除ヲ爲スコトヲ得ズ

政府ハ必要アリト認ムルトキヘ勅令ノ

定ムル所ニ依リ第四十六條ノ規定ニ依

リ貯藏シタル米穀ニ付其ノ貯藏ノ解除

ヲ命ズルコトヲ得

第四十九條 政府ハ米穀統制組合又ハ其

ノ事業ヲ行フ團體ガ貯藏スペキ米穀中

貯藏能力其ノ他ノ事情ニ依リ貯藏困難ナ

リト認ムルモノニ付當該團體ヨリ賣渡ノ

申込アリタル場合ニ於テハ買入ヲ爲ス

ハ第四十一條ノ統制ヲ爲スモ米穀ノ供

給過剩ニシテ米價ガ米穀統制法ニ基キ

テ發スル命令ニ定ムル標準最低價格ヲ

シテ定メタル價格トス

第五十條 政府ハ必要アリト認ムルトキ

ハ米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團

體ガ第四十六條ノ規定ニ依リ貯藏シタ

ル米穀ニシテ當該米穀年度ヲ越ユルモ

其ノ貯藏ヲ解除セラレザルモノニ付買

入ヲ爲ス

前項ノ買入價格ヘ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十一條 命令ヲ以テ指定スル地ニ於

ケル米穀取扱業者ハ米穀商統制組合ヲ

設立スルコトヲ得

前項ノ米穀取扱業者ノ範圍ハ勅令ヲ以

テ之ヲ定ム

第五十二條 米穀商統制組合ハ法人トシ

第一條ノ自治管理ヲ行フヲ以テ目的ト

ス

第五十三條 第四條第一項、第六條及第

八條乃至第二十七條ノ規定ハ米穀商統

制組合ニ之ヲ準用ス

第五十四條 勅令ノ定ムル所ニ依リ米穀

取扱業者ノ組織スル商業組合又ハ重要

物產同業組合法若ハ朝鮮重要物產同業

組合ニ依ル同業組合ハ行政官廳ノ許

可ヲ受ケ米穀商統制組合ノ事業ヲ行フ

コトヲ得

第二十九條及第三十條ノ規定ハ前項ノ

場合ニ之ヲ準用ス

第五十五條 勅令ノ定ムル所ニ依リ政府

ハ第四十一條ノ統制ヲ爲スモ米穀ノ供

給過剩ニシテ米價ガ米穀統制法ニ基キ

テ發スル命令ニ定ムル標準最低價格ヲ

シテ定メタル價格トス

第五十六條 前條ノ場合ニ於テハ政府ハ

各內地、朝鮮及臺灣ニ於ケル地方米穀

統制組合聯合會若ハ其ノ事業ヲ行フ團

體又ハ米穀商統制組合若ハ其ノ事業ヲ

行フ團體ニ對シ前條ノ一定數量ヲ割當

テ其ノ米穀ニ付統制ヲ命ズ

第四十三條乃至第四十八條及第五十條

ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ統制ヲ命ゼ

ラレタル場合ニ之ヲ準用ス

第五十七條 政府ハ米穀統制組合若ハ其

ノ事業ヲ行フ團體又ハ米穀商統制組合

若ハ其ノ事業ヲ行フ團體ガ前條ノ規定

ニ依リ貯藏スペキ米穀中貯藏能力其ノ

他ノ事情ニ依リ貯藏困難ナリト認ムル

モノニ付當該團體ヨリ賣渡ノ申込アリ

タル場合ニ於テハ買入ヲ爲ス

前項ノ買入價格ハ内地米ニ在リテハ米

穀統制法第二條ノ最低價格、朝鮮米又

ハ臺灣米ニ在リテヘ勅令ノ定ムル一定

價格以内ニ於テ時價ニ準據シテ定メタ

ル價格トス

第五十八條 朝鮮及臺灣ニ於テハ第十二

條、第十八條、第十九條及第三十六條ノ

規定（第三十七條又ハ第五十三條ニ於

テ準用スル場合ヲ含ム）ニ關シ命令ヲ

以テ特例ヲ設クルコトヲ得

第五十九條 地方米穀統制組合聯合會又

ハ其ノ事業ヲ行フ團體ノ役員命令ノ定

ムル第四十三條ノ規定（第五十六條第

二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ依

ル割當ヲ爲スニ必要ナル行爲ヲ爲サザ

セシムルコトヲ得

第五十條 勅令ノ定ムルトキハ米穀

統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體又ハ

米穀商統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團

體ノ役員命令ノ定ムル第四十三條ノ規

定（第五十六條第二項ニ於テ準用スル

場合ヲ含ム）ニ依ル割當ヲ爲スニ必要

ナル行爲ヲ爲サザルトキ亦同ジ

第六十條 非訟事件手續法第二百六條乃

至第二百八條ノ規定ハ前條ノ過料ニ之

ヲ準用ス

第六十一條 米穀統制組合若ハ其ノ事業

ヲ行フ團體又ハ米穀商統制組合若ハ其

ノ事業ヲ行フ團體第四十六條ノ規定

（第五十六條第二項ニ於テ準用スル場

合ヲ含ム）ニ違反シタルトキヘ其ノ法

人ノ業務ヲ執行スル役員ヲ五百圓以下

ノ罰金ニ處ス

前項ノ組合又ハ團體第四十八條第一項

ノ規定（第五十六條第二項ニ於テ準用ス

ル場合ヲ含ム）ニ違反シタルトキ亦

前項ニ同ジ

第六十二條 米穀統制組合若ハ其ノ事業

ヲ行フ團體、地方米穀統制組合聯合會

若ハ其ノ事業ヲ行フ團體又ハ米穀商統

制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體ノ役員、第二十一條ノ職員、總代、議員、

組合員又ハ代議員本法ニ依ル割當又ハ貯藏ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求

若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當

ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第六十三條 前條第一項ニ掲タル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第六十四條 第四十九條、第五十條(第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及第五十七條ノ規定ニ依ル米穀需買入ニ關スル一切ノ歲入歲出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシム

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十一條第一項ニ規定スル一定數量ノ内地、朝鮮及臺灣ニ對スル割當ハ當分ノ内同條第三項ノ規定ニ拘ラズ内地百分ノ三十五、朝鮮百分ノ四十三、臺灣百分ノ二十二トス但シ政府ハ内地、朝鮮及臺灣ニ於ケル米穀收穫ノ豐凶等ニ依リ米穀自治管理委員會ニ諮問シテ之ヲ變更ス

ルコトヲ妨ゲズ

米穀統制法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十一年五月十八日

貴族院議長 富田幸次郎 衆議院議長 富田幸次郎

米穀統制法中改正法律案

第二條第三項中「前項」ヲ「前一項」ニ改メ

同條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

政府ハ第一項ノ最低價格ノ決定ニ付テハ勅令ノ定ム所ニ依リ金利及保管料ヲ加算スルコトヲ得

第四條ノ二 政府ハ勅令ノ定ム所ニ依リ災害、事變其ノ他避クベカラザル事由アル場合ニ於テ米穀ノ配給上特に必要アリト認ムルトキハ米穀ノ市價ニ悪影響ヲ及ボサザル場合ニ限り所有米穀ノ總數量ヨリ最高價格ヲ維持スル爲必

要ナル數量ヲ控除シタル數量ノ範圍内ニ於テ道府縣ニ對シ米穀ノ賣渡ヲ爲スルコトヲ得

前項ノ賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム

第八條及第九條中「高粱又ハ黍」ヲ「高粱、黍、小麥又ハ小麥粉」ニ改ム

第十二條中「高粱若ハ黍」ヲ「高粱、黍、小麥若ハ小麥粉」ニ、「高粱又ハ黍」ヲ「高粱、黍、小麥又ハ小麥粉」ニ改ム

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(國務大臣島田俊雄君演壇ニ登ル)

○國務大臣(島田俊雄君) 只今議題ト相成スル一切ノ歲入歲出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシム

糧共同貯藏助成法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十一年五月十八日

貴族院議長 富田幸次郎 衆議院議長 富田幸次郎

糧共同貯藏助成法案

第一條 政府ハ產業組合、農會其ノ他勅令ヲ以テ指定スル團體ガ米穀ノ出廻數量ノ調節又ハ備荒貯蓄ノ目的ヲ以テ糧庫貯藏スルトキハ之ヲ助成スル爲貯藏

團體ニ對シ米穀需給調節特別會計ニ屬スル米穀ヲ交付スルコトヲ得

前項ノ交付ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ規定ニ依リ交付スル助成米ノ數量ハ毎年三十萬石ヲ超エルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ交付スル助成米ノ目

額ノ價額ニ相當スル金額ノ全部又ハ一

部ノ返還ヲ命ズルコトヲ得

第二條 政府ハ本法ニ基ク命令ニ違反シタル團體ニ對シ其ノ交付ヲ受ケタル米穀ノ價額ニ相當スル金額ノ全部又ハ一

部ノ返還ヲ命ズルコトヲ得

第三條 本法ニ依ル助成米ノ交付ニ關スル

一切ノ歲入歲出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシム

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(國務大臣島田俊雄君演壇ニ登ル)

○國務大臣(島田俊雄君) 只今議題ト相成スル一切ノ歲入歲出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシム

糧共同貯藏助成法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十一年五月十八日

貴族院議長 富田幸次郎 衆議院議長 富田幸次郎

糧共同貯藏助成法案

第一條 政府ハ本法ニ基ク命令ニ違反シタル團體ニ對シ其ノ交付ヲ受ケタル米穀ノ需給推算ヲ行ヒマシテ、其ノ結果過剩米穀ヲ自治的ニ管理セシメ、以テ米穀統制ノ目的ヲ達成セムトスルノデアリマス、即チ政府ハ毎年米穀年度ノ初メニ於キマシテ米穀ノ需給推算ヲ行ヒマシテ、其ノ結果過剩米穀アリト認メマシタ場合ハ、其ノ過剩數量ノ範圍内ニ於テ一定ノ數量ヲ定メテ、之ヲ内地、朝鮮及臺灣ニ割當テマシテ、ソレゾノ機關ヲシテ割當數量ノ米穀ヲ貯藏管理

セシムルノデアリマス、統制ヲ行フ機關ト致シマシテハ、内地、朝鮮及臺灣ニ於テ、一定ノ地域、即チ内地ニ於キマシテハ市、町、村、朝鮮ニ於キマシテハ、府、郡、島、臺灣ニ於キマシテハ廳又ハ郡、市ノ區域ニ依リマシテ、其ノ區域内ニ於ケル生産者等ヲシテ米穀統制組合ヲ設立致サセマシテ、之ヲ第一次ノ統制機關ト致シマシテ、更ニ其ノ上級機關ト致シマシテ、道府縣等ノ區域ニ依リマシテ、其ノ區域内ニ於ケル米穀統制組合ヲ以テ組織致シマスル聯合會ヲ設立致サセルノデアリマス、而シテ内地ニ於キマシテハ、農村ノ實情ニ鑑ミマシテ、政府ニ於テ許可致シマス場合ハ、當該地區ニ於ケル米穀販賣組合竝ニ農會ガ米穀統制組合等ノ業務ヲ代行シ得ルコトノ途ガ開カレテ居ルノデアリマス、即チ政府ニ於テ推算上過剩米穀ガアリト認メマシテ、其ノ數量ヲ決定致シマシタ場合ハ、先づ一定ノ割合ニ依リマシテ、之ヲ内地、朝鮮及臺灣ニ割當テルノデアリマス、内地、朝鮮及臺灣ニ於キマシテハ、ソレゾレ割當テラレマシタ所ノ數量ヲ、各米穀統制組合聯合會又ヘ其ノ代行團體ニ割當テマシテ、一定ノ數量ノ米穀ノ統制ヲ命ジマシテ、聯合會ハ更ニ其ノ割當テラレタル所ノ數量ヲ、所屬ノ米穀統制組合又ヘ其ノ代行團體ニ割當テマシテ、而シテ所屬團體ヘ割當テラレタル數量ノ米穀ヲ又更ニ各團體ニ割當テマシテ、之ヲ貯藏セシムルコトトスルノデアリマス、此ノ場合統制ヲ命ゼラレマシタ所ノ團體ガ貯藏能力其ノ他ノ事情ノ爲ニ、

貯藏困難デアルヤウナ場合ニ於キマシテ、ハ、其ノ希望ニ依リマシテ、政府ハ一定ノ價格ヲ以テ之ヲ買上ゲマシテ、而シテ統制ノ目的ヲ貫徹シ得ルコト致シテ居ルノデアリマス、尙斯クノ如ク致シマシタ場合ニ於キマシテハ、之ヲ解除スルコトトセラレテ居ルノデアリマス、以上申上ゲマシタ順序ニ依リマシテ、米穀生産等ノ團體ニ自治管理ヲ行ハセマシタ以後ニ於テ、天候等ノ關係ニ依リマシテ、實際ノ米ノ收穫高ガ增加致シマシタ等ノ爲ニ、更ニヨリ以上ニ米穀ノ過剰ヲ來ス如キ場合ニ於キマシテハ、政府ハ第二次的ニ統制ヲ命ズルコトヲ得ルモノト致シテ居ルノデアリマス、即チ其ノ場合ニ於キマシテハ、米穀生産者等ノ團體タル統制組合又ハ其代行團體ノ外ニ、更ニ米穀取扱業者ノ團體ニ對シマシテモ、相當數量ノ割當ヲ致シマシテ、統制上遺憾ナキヲ期スルコトトナツテ居ルノデアリマス、斯クノ如ク致シマスコトニ依リマシテ米穀ノ需給ヲ圓滑ナラシメ、米穀ノ生産者等ハ勿論、配給機闘タル米穀取扱業者モ、不測ノ損害ヲ被ルコトナク、又消費者ニ對シマシテモ、好キ影響ヲ及ボストト信ズルノデアリマス、尙本案實施ヲ見ルニ於キマシテハ、政府ハ從來ノ如ク多量ノ米穀ヲ一時ニ買上ゲルコトガ無クナリマス次第デアリマシテ、從ツテ相當國庫ノ負擔ヲ輕減致シマシテ、米穀統制法ノ運用ト相俟チマシテ、米穀統制上好結果ヲ齎スモ

ノト信ズルノデアリマス、本法案ニ對スル  
第六十七議會ニ於ケル衆議院修正ノ點ハ、  
過剩米穀ヲ自治的ニ統制セムトスルノ趣意  
ヲ變更スルモノニアラズト認メマス、仍テ  
右修正ノ趣旨ニ依リマシテ、本法案ニ於キ  
マシテハ、第六十七議會ニ提案致シマシタ  
ル政府原案ニ對シマシテ、米穀統制組合ノ  
事業ノ中ニ倉庫證券發行ノ項ヲ加ヘマシタ  
又中央米穀統制組合聯合會及之ニ關聯スル  
事項、販賣組合等ノ、米穀販賣價格ノ制限ニ  
關スル……最低價格ノ金利及米穀販賣價格  
ノ制限ニ關スル事項、販賣組合聯合會ノ下  
級團體ニ對スル平均賣ノ指令ニ關スル事項  
等ハ之ヲ削除致シマシタ、之ヲ要シマスル  
ノニ、本法案ハ大體ニ於テ第六十七議會ニ  
於ケル衆議院修正案ノ內容ト大體同様ノモ  
ノデアルト御了知ヲ願ヒタイノデアリマス、  
次ニ三法案ノ第二、米穀統制法中改正法律  
案ニ付キマシテ申上ゲマス、本改正案ニ於  
キマシテハ、改正セムトル所ノ點ハ、第一  
ニ米ノ出廻期ニ於キマシテ農家ガ米ノ  
賣急ギヲ致シマシテ、政府ニ對スル賣渡申  
込ガ一時ニ殺到スル等ノ弊ヲ防止致シマス  
ル爲ニ、最低價格ニ金利及保管料ヲ加算ス  
ルト云フコトニ致シタ點デアリマス、第二  
ノ點ハ災害等ノ場合ニ於キマシテ、政府所  
有米ヲ賣渡シマシテ應急ノ處置ヲ爲シ得ル  
麥及小麥粉ニ付キマシテモ、輸入ノ制限及  
而シテ改正ノ第三ノ點ハ、粟、高粱及黍ト致  
輸入稅ノ增減竝ニ免除ヲ爲シ得ルコトト致

シタ點デアリマス、此ノ三點方統制法中改正ノ要點デアリマス、ニ法案ノ中ノ第三、糸ノ共同貯藏助成法案デアリマス、糸ノ共同貯藏助成ニ付キマシテハ、既ニ昭和五年及昭和八年ノ大農作ニ際シマシテ之ヲ獎勵實行致シマシテ、相當效果ヲ擧ゲマシタコトハ、御承知ノコト存ジマスルガ、本法案ハ此ノ糸ノ共同貯藏ノ助成ヲ恒久的ノ施設ト致シテ行ハムトスルコトヲ目的ト致シテ居ルモノデアリマス、即チ産業組合又ハ農會等ノ團體ガ、米ノ出廻リ數量ノ調節又ハ備荒貯蓄ノ目的ヲ以チマシテ、糸ノ貯藏致シマスル場合、政府ハ是等貯藏團體ニ對シマシテ、金利及保管料ニ相當スル政府所有ノ米穀ヲ交付スルコトヲ得ルノ途ヲ設ケマシテ、其ノ獎勵ヲ致サムトスルモノデアリマス、以上簡單ニ三法案ノ提案理由ヲ説明致シタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上御協賛ヲ賜ラムコトヲ御願ヒ致シマス○議長（公爵近衛文麿君） 大河内子爵○子爵大河内輝耕君 最初ノ質問へ簡単デゴザイマスカラ、此ノ席カラ……此ノ法案ニ對シマシテ衆議院デ大分希望決議ガ附キマシタヤウデゴザイマスガ、皆適當ノモノノヤウニ存ジマスルガ、政府トシテハ御同意デアルト心得テ宜シウゴザイマスカ、先づ其ノ點ヲ伺ヒマス

○議長(公爵近衛文麿君) 大河内子爵  
○子爵大河内輝耕君 最初ノ質問ハ簡単デ  
ゴザイマスカラ、此ノ席カラニシノ法案  
ニ對シマシテ衆議院デ大分希望決議ガ附キ  
マシタヤウデゴザイマスガ、皆適當ノモノ  
ノヤウニ存ジマスルガ、政府トシテハ御同  
意デアルト心得テ宜シウゴザイマスカ、先  
づ其ノ點ヲ伺ヒマス

(國務大臣島田俊雄君演壇ニ登ル)

○國務大臣(島田俊雄君) 只今ノ御尋ニ御

○國務大臣(島田俊雄君) 只今ノ御尋ニ御  
答ヘ致シマス、衆議院ニ於テ附帶決議トシ  
テ決定サレマシタコト、茲ニ其ノ他希望ノ  
點ニ付テ述べラレタ事柄ニ付キマシテハ、

趣意ニ於テ政府ハ之ニ賛成ヲシテ居ルモノ  
ガ多數ニアリマス、但シ之ヲ直チニ實行ニ  
現スト云フコトニ付テハ、相當ナ準備或ハ  
経費ヲ要スル等ノ關係ガアリマスノデ、其  
ノ趣旨ヲ諒トシテ十分研究ヲスルト、斯ウ  
云フ立場ニ立ツテ居ル次第アリマス  
○議長(公爵近衛文麿君) 大河内子爵

(子爵大河内輝耕君演壇ニ登ル)

○子爵大河内輝耕君 私ハ衆議院ノ希望ノ  
條項ノ中デ……總テ適切ナルモノダト存シ  
マスルカラドウカソレヲ十分御研究ヲ願ヒ  
タイト存ジマスガ、其ノ中ノ一ツノ外米統  
制ニ付キマシテ質問ヲ致シタイト思ヒマ  
ス、實ハ此ノ前モ質問ヲ致シマシタノデ、  
皆様方ニヘ誠ニ恐縮デゴザイマスルガ、政  
府トシテハ初メテノコトデゴザイマスカ  
ラ、御意見ヲ伺ヒタイト存  
此ノ外米ノ統制ハ四十一條ニ第一次ノ統制  
ヲ認メ、ソレカラ五十五條ニ第二次ノ統制  
ヲ認メテ居リマスガ、四十九條ノ二項ニハ  
是ヘ生産費デヤルコトニ規定ガ出來テ居リ  
マス、併シ五十五條ノ方ノハは生産費デ  
ナイノデ、米穀統制法第一條ノ最低價格ト  
カ、或ハ又朝鮮米、臺灣米ニ於テハ勅令ノ  
定ムル一定價格以内ニ時價ニ準據シテ之ヲ  
定タル價格トス、即チ内地ノ時價ヲ主ト  
シテ取リマシテ、サウシテ格差ト運賃ダケ  
ヲマア見タヤウナ關係ニナツテ居ルコトト  
存ジマス、是ガマア五十七條ニ規定ニナツテ  
居リマスルガ、其ノ結果トシテ、其ノ外米  
ガ澤山出來マシタ場合ニ日本ヘ持ツテ來ル  
ト云フト……内地ヘ持ツテ來マスルト云フ

ト、幾ラデモ持ツテ來ラレル、第一次ノ統制  
ニ依ラナケレバナラヌ、第二次ノ統制ニ依  
ルトナルト、是ハ生産費ニ依ルモノデナク  
シテ時價ニ依リマス、ソレデ詰リ内地ノ時  
價デ買上ゲルト云フコトニナルカラ、非常  
ナ高イモノニナリマス、從ダテ生産費ノ低イ  
外米ヘ、作リサヘスレバ利益ニナリマス、  
作ッテドンヽ持ツテ來サヘスレバ、少クト  
モ最低價格デ内地デ買ツテ貰ヘルコトニナ  
リマス、非常ナは詰リ外米増作獎勵案ニ  
ナリマシテ、此ノ儘抛シ置イタノデヘ、米  
穀政策ノ上カラ見テハ非常ニ厄介ナコトニ  
ナラウト存ジマス、ドウカ此ノ點ハ今御研  
究ニナルト云フコトデゴザイマスカラ、重  
ネテ申上ゲルコトモ如何カトヘ存ジマスケ  
レドモ、重ネテ此ノ問題ヲ明カニシマシ  
テ、政府當局ノ御研究ヲ煩ハシタイト存ジ  
マス、尙之ニ付キマシテへ大藏當局ニモ同  
様ナ希望ヲ申上ゲタク、馬場大藏大臣ガ在  
野當時ニ金融研究會ニ御發表ニナリマシタ  
通リニ、米穀經濟ト云フモノハ財政上非常  
ナ關係ガアル、殊ニ是ハ財政上ノ瘤ノヤウ  
ニナツテ居リマシテ、馬場大藏大臣ノ御計算  
ニ依レバ年ニ一億位ノ負擔ニナルト云フコ  
トデゴザイマス、ソレデヤ今日ノ此ノ赤字  
公債ノ上ニ、此ノ上ニモ尙一億モ背負フヤ  
ウナコトデハ容易デヘナイ、財政當局ニ於  
カレテハ殊ニ此ノ點ニ付キマシテハ留意サ

レテ、ドウカ十分ニ御研究ヲ願ヒタイ、ド  
ウモ從來財政當局ガ此ノ點ニ付テ甚ダ冷淡  
ダト私ハ感ジテ居リマス、幸ヒサウ云フ持  
論ヲ持ツテオイデニナル大臣ヲ戴イタ今日  
デゴザイマスカラ、熱心ニ此ノ點ヲ御研究  
願ヒタイト思ヒマシテ、此ノ機會ヲ利用致  
シマシテ、重ネテ希望ヲ申上ゲテ置キマ  
ス、此ノ點ニ付キマシテ農林大臣竝ニ大臣  
大臣……大臣當局ノ御意見ヲ伺ヒタイト存  
ジマス

(國務大臣島田俊雄君演壇ニ登ル)

○國務大臣(島田俊雄君) 大河内子爵ノ只  
今第二次統制ノ場合ニ付テノ、御質問ト申  
シマスカ御意見ト申シマスカ、第五十五條  
ノ第二次統制ノ場合ニ於キマシテハ、先刻  
申上ゲマシタ如ク、生産者ニ自治管理ヲ第  
一次的ニヤラセマシテ、尙其ノ場合ニ於  
テ、豐作其ノ他ノ事情ニ依リマシテ、尙過剩  
米ノアルト云フ場合ニ於キマシテ初メテ之  
ヲ實行スルノデアリマス、左様な場合ニ於  
キマシテハ米價モ非常ニ下ヅテ來ル譯デア  
リマス、最低價格ヲ割ラムトスルヤウナ事  
情ニアル場合デアルト考ヘマスルガ故ニ、  
只令御話ノヤウナ憂ハ無カラウカト考ヘテ  
居リマスノデアリマスガ、尙此ノ點ニ付キ  
マシテヘ、左様ナ御質疑ノアリマシタヤウナ  
點ニ付テ十分考究ヲ致シタイ、斯様ニ考ヘ  
テ居リマスガ、一應此ノ立案ノ趣意カラ申  
シマスト、只今御質疑ノ現レタヤウナ憂ヘ  
無イカノヤウニ考ヘテ居リマス

(政府委員(中島彌園次君) 只今大河内子  
爵ヨリ御質問及御希望ガアリマシタ點ニ付  
キマシテ御答ヘ申上ゲマス、現行ノ米穀統  
制法ニ依リマシテ政府ガ米ヲ買上ゲル場合  
ニ於キマシテヘ  
〔副議長伯爵松平頼壽君議長席ニ著ク〕  
最高價格ニ達スルニアラザレバ賣拂フコト  
ガ出来マセヌノデアリマスルケレドモ、此  
ノ米穀自治管理法案ガ施行サレマシタ時ニ  
テ其ノ貯藏米ノ義務ヲ解除スルコトガ出来  
マスルヤウナコトニナリマスノデ、此ノ點  
ニ於キマシテ國費ノ負擔ガ餘程減サレル  
コトトナリマス、又此ノ米穀自治管理法案  
ニ依リマスルト云フト、政府ノ買上米ヘ外  
地ノ米穀統制組合ヨリ買上ゲラレルモノガ  
大ナル部分ヲ占メテ居リマシテ、サウシテ  
其ノ買上價格ヘ外地米ノ中庸生産費ニ付キ  
マシテヘ目下研究中デアリマスルガ、大體  
之ヲ基準ト致シマシテ、其ノ他ノ點ヲ考慮  
シマシテ決定シマスルノデ、是ハ第四十九  
條ニ規定シテアリマス、外地米ノ中庸生產  
費ハ大體ニ於キマシテ内地米ノ中庸生產費  
ヲ基準トスルモノ、即チ統制法ノ最低價格  
ヨリ低位ニアルモノト考ヘラレマスルノ  
デ、此ノ點ニ於キマシテモ米穀特別會計ノ  
負擔ヲ餘程輕減サレルコトニナルト考ヘマ  
ス、尙大河内子爵ノ御希望ガアリマシタノ  
デ、私共ニ於キマシテモ此ノ點ニ付キマシ  
テハ十分ニ研究致シマシテ、米穀特別會計  
ノ負擔ヲ輕カラシヌ、又其ノ他一般會計ノ  
支出ニ於キマシテモ輕減スルヤウニ、極力  
研究致シマシテ御希望ニ副ヒタク決心シテ

居ル次第デアリマス

〔子爵大河内輝耕君演壇ニ登ル〕

○子爵大河内輝耕君 時間ガゴザイマセヌ  
ノデ、差急ギマシテ、簡單ニ申シタモノデ  
アリマスカラ、農林大臣ニ徹底シマセヌデ  
シテ、又立タナケレバナラヌコトニナリマ  
シテ、甚ダ皆様ニ恐縮ニ存ジマス、私ノ申  
上ゲタノニ付テ、サウ云フ心配ハナイグラ  
ウト云フヤウナ御話デスガ、ドウ云フ譯デ  
サウ云フコトヲ仰シヤルノカ、チヨット其ノ  
點ガ私ニヘ分ラナイ、外米ハ生産費デ買フ  
コトニナツテ居リマスケレドモ、生産費デ買  
ヒマシタ所デ、其ノ生産費ガ神様ノ造ツタ生  
産費デナインデスカラ、是ガ成程安クデモ出  
來レバ、外米ノ獎勵ニヘナリマセスケレド  
モ、是ガ不幸ニシテ高クデモ造ラレタナラ  
バ、ドウニモ仕方ガナイ、併シ是ハ其ノ點  
ハ法律ノ罪デハナイノデ、法律ノ運用ノ罪  
デアリマスカラ、是ヘ彼此申シマセヌ、唯  
生産費ノヤウナモノヲ基準ニシタト云フコ  
トガ變ニ考ヘラレルダケデアリマス、併シ  
第二次ノ統制ニ依リマシテヘ、今大藏政務次  
官カラ御話ノ通リニ、同時ニ唯經費ノ節約ハ  
多少ハ出來マセウ、出來マセウケレドモ、  
是ハ時價ニ依ルコトニナツテ居リマスノデ  
スカラ、此ノ點デ行キマスレバ、外地米ハ過  
統制ガドノ位デ出來ルカト云フト、タツ二  
百萬石位シカ出來ナイ、第二次ノ統制ハ過

二百十五萬石、一杯ヤツテ見タ所デ其ノ位ノモノデスカラ、ソレ以上ニ出来タモノハ皆内地ニ持ツテ來ル、内地ニ持ツテ行ケバソレダケ得ニナル、ソレダケ利益ヲ得ラレル、詰リ朝鮮ナリ、臺灣ナリノ耕作者カラ見レバ、作レバ作ルダケ得デアリマス、此ノ案ヲズットヤツテ行キマスレバ、只今ヘ宣イデセウ、急ニサウ云フコトモアリマスマイガ、乾度外米増作獎勵案ト云フコトニナル結果ニ相成リマス、此ノ點ヲ御了解下サッテノ御答ナラバ宜シイノデアリマスガ、言葉ガ餘リニ急ギマシタ爲ニ分リニクカタコトト思ツテ、重ネテ質問ヲ致ス次第デアリマス  
〔國務大臣島田俊雄君演壇ニ登ル〕

ハナイダラウ、斯ウ云フヤウニ考へテ居ル  
ノ……本法案ノヤウナモノガ出来マシテモ、  
又現行ノ統制法ニ依リマシテハ尙更、此ノ米  
米ノ關係ニ於キマシテ、内地ニ於テ此ノ統  
制ヲ行ヒマス結果、外地ニ對シテハドウモ  
増産獎勵ノ傾向ヲ來スモノデアルト云フコ  
トヘ認メテ居リマス、此ノ點ダケ……  
○子爵大河内輝耕君 能ク分リマシタ、私  
ノ質問へ是デ終リマス  
○副議長(伯爵松平賴壽君) 有吉君  
(有吉忠一君演壇ニ登ル)  
○有吉忠一君 私ハ只今問題ニナツテ居リ  
マス米穀自治管理法案ニ付テ、少シク政府  
ニ質シテ見タイト思フノデアリマス、此ノ  
度ノ議會ニ提出サレテ居リマスル議案ハ隨  
分澤山アリマス、其ノ中デモ民間ニ特ニ非  
常ナ衝動ヲ與ヘテ居リマスル法案ハ此ノ案  
デゴザイマス、從ツテ衆議院ニ於キマシテモ  
非常ニ周密ニ論議サレテ居リマス、ソレニ  
會議ニ於ケル討議並ニ委員會ニ於ケル議事  
録ヲ一讀致シテ見タノデアリマス、ソレニ  
依ヅテ略、本案ニ關スル各種ノ狀況ハ明カ  
ニシタヤウニ考ヘマスルガ、尙今少シク私  
ニソレ等ノ論議ノ中デモ特ニハッキリシテ  
置カネバナラスト思フ點ガゴザイマスノ  
デ、其ノ點ニ付テ農林大臣ニ御伺ラシタイ  
ト思フノデアリマス、農林大臣ハ此ノ案ノ  
必要ナル所以ヲ説明サレルニ付キマシテ、  
米穀法ガ存在スル限り、アノ通りニ實行シ  
テ行クト云フト、國庫ノ負擔ガ非常ニ殖エ  
ル、故ニ何等カ之ヲ救濟スル方法ガ必要デ

モ適當ト考ヘテ之ヲ提出シタト云フ御話デ  
アリマス、之ニ對シテ衆議院ニ於キマシテ  
ハ色々々質問ガ出マシテ、果シテ政府ハ其  
ノ米穀統制法ト云フモノヲ、將來ドコ迄モ  
農村救濟ノ最良ノ策トシテ維持シテ行クモ  
ノデアルカドウカト云フ質問ガアリマシ  
タ、ソレニ對シテ農林大臣ハ斯ウ云フ御答  
ヲシテ居ラレマス「統制法ヲ廢止スル意思  
ナキヤト云フコトニ付キマシテハ、是ハ簡  
單ニ申セバ、只今廢止スルノ意思ナシ、無  
論之ニ代ルベキ他ノ根本對策ノ立法ガアル  
場合ニ於テハ當然廢止セラルベキモノト思  
ヒマス」、即チ農林大臣ハ、米穀統制法ト云  
フモノガアル限りヘ此ノ自治管理法案ハ必  
要デアル、併シ其ノ米穀統制法ト云フモノ  
ハドコ迄モ必要ナモノデアル、政府ハドコ  
迄モ之ヲ維持スル考デアルカト云フコトニ  
付キマシテハ、ソレニ對スル或議員ノ質問  
ニ對シテ、農林大臣ハ「此ノ間本議場デモ申  
シタヤウニ、此ノ法案ガ終局ノモノノデハナ  
イ、ドウシテモ米ニ付テハ農村問題ヲ中心  
トシテ根本的ナ解決策ヲ立テナケレバナラ  
ヌ、ソレニ至ル迄ノ間統制法デヤツテ居ツテ  
ハ、政府ノ負擔モ困ルシ、又實際關係者ガ  
各方面ニ於テ困ル事情ガアルカラ、此ノ法  
案ヲヤッタト云フコトヲチヨクト御了解ヲ願  
ヒタイト思ヒマス」、斯ウ云フ風ニ述べテ居  
ラレル、即チ是等ノ問答カラ推シテ考ヘマ  
スルト云フト、政府ハ米穀統制法ト云フモ  
ノガ必ズシモ長ク農村救濟ノ方法トシテ維  
持シテ行カナケレバナラヌモノデアルト云

トモ現島田農林大臣ハ左様ナル御意思ト私  
ハ考ヘルノデアリマス、サウスルト島田農  
林大臣ハ農村救済ノ方法トシテ更ニ何カ深  
ク考ヘテ居ラレル法案ヲ御持チニナツテ居  
ルモノト推察ガ出来ルノデアリマス、スク  
ノ如ク根本のノ方策ヲ御持チニナツテ居ル  
ナラバ、其ノ方策ハ島田農林大臣ガ御在職  
中ニ之ヲ實現スペク御盡力ニ相成ルコトデ  
アラウト考ヘマスルガ、ソレニ付テ島田農  
林大臣ハ、是ハナカノヽ容易ナコトデハナ  
イノデ暫ク時ガ要ルト云フコトヲ申述べテ  
居ラレルノデアリマス、是モ御尤モデアラ  
ウト存ジマスルガ、其ノ時ヲ要スルト云フ  
コトハ農林大臣御在職中ニハ實現ガ出來ヌ  
ト云フ御考デアルノヤラ、御在職中ニ是非  
トモ、ソレヲ實現スペク御盡力ニ相成ルト  
云フ御考デアルノカ、其ノ點ヲツ確カメ  
テ置キタイト思フノデアリマス、次ニ、既  
ニ農林大臣ハ此ノ米穀統制法以外ニ更ニ  
遡ヅテ根本ニ入ツテ農村問題ノ解決ヲシヨウ  
ト云フ御考ガアルナラバ、ソレ迄御待チニ  
ナラズニ此ノ法案ヲ御出シニナツクト云フ  
コトニ付テ、特段ナル理由ガナクテハナラ  
ナイ、此ノ問題ハ屢々衆議院デ論議サレテ  
居リマスケレドモ、ソレニ付テハッキリ  
シタ御答辯ハ此ノ速記録ノ中ニ見出シ得ナ  
イノデアリマス、實ニ今米穀取扱業者ハ非  
常ナル脅威ニ打クレテ、恰モ自分ノ業務ヲ全  
失フモノデアルカノ如クニ感ジテ居リマス、  
是ハ衆議院ニ於テ屢々質問者ニ對シテ、農  
林大臣ハサウ云フ處ハナイト云フコトヲ明

言シテ居ラレマス、ドウカ私モ斯ウ云フ  
ノナイコトヲ希望致シマスルガ、併シ農林  
大臣ガ斯ク非常ニ強ク、サウ云フ憂ハナイ、  
又ナイヤウニ心配ヲスルト仰セラレテ居リ  
マスガ、ドウ云フ譯デ其ノ處ガナイカ、又  
ドウ云フ風ニシテ其ノ處ヲナイヤウニシテ  
ヤルカト云フコトニ付テノ、具體の御説  
明ガナイガ故ニ、今尙米穀取扱業者ヘ非常  
ナル不安ニ襲ハレテ居ルノデアリマスルカ  
テ、ドウカ此ノ點ニ付テモ明瞭ニサウ云フ  
不安ノナイト云フコトヲ明カニシテ戴キタ  
イト考ヘルノデアリマス、次ニ此ノ自治管  
理案ハ各統制組合ヲ、町村ヲ單位ニシテ組  
織サシテ、ソコニ貯藏ヲ命令シテ、ソコニ  
貯藏ヲサセル、是迄ハ政府ガ米ヲ買ハナケ  
レバナラナカツタ、町村單位若シクハ之ニ準  
ズル團體ヲシテ米ヲ貯藏サシテ、サウンテ  
政府ガ買ツタト同一ノ效果ヲ擧ゲルヤウニ  
シテ行カウト云フ方策デアリマス、誠ニ其  
ノ趣旨ハ巧妙ナル趣旨デアリマスルガ、是  
ガ果シテ、政府ノ負擔ヲ輕減スルコトハ確  
カデアリマセウ、併シ政府ノ負擔ヲ輕減ス  
ルガ爲ニ、却テ農民ニ負擔ヲ増ス結果ニナ  
ルコトハナイデアリマセウカ、其ノ點ヲ伺  
ヒタインモ衆議院ノ質問ニ對シテ、之ニ  
要スル運搬費、保管料、金利、是等ハ政府  
ガ補助ヲ與ヘルカラシテ、團體ニ於テハ其  
ノ費用ハ要シナイト云フヤウナ、委員會ニ  
於ケル政府委員ノ説明ガアリマシタ、成程  
是等ノ費用ニ付テノ負擔ハ、政府ガ補助ヲ  
サレルナラバ免レルデアリマセウ、併シ之  
ヲ取扱ハレル所ノ人間ニ關スル費用ト云フ

ガ如キハ其ノ中ニ含マレテ居ナインデアリ  
マスルカラ、當然其ノ設備ニ要スル費用或  
ハ之ヲ運用スル人ニ要スル費用ト云フヤウ  
ナモノハ、是ハ自然農民ノ負擔ニ歸シテ來  
ルノデアリマス、政府ハ自分ノ都合ノ好イ  
ヤウニスルガ爲ニ、却テ農村ノ人々ニ負擔  
ヲ増スト云フ結果ニ相成ルノデハナイカト  
云フコトヲ心配スルノデアリマス、尙モウ  
一步進ンデ、是ハ、或縣ハ非常ニ豐作デアッ  
タ、或縣ハソレヨリ比較的豐作デナカッタ、  
地方ニ依ツテ豐凶ノ差ガアリマス、其ノ時ニ  
政府ハ國家ノ全體ヲ見渡シテ其ノ豐凶ヲ考  
ヘテ、サウシテ其ノ年ノ十一月ノ一日ヲ現在  
ニシテ餘剩米ト云フコトヲ推定ヲサレルト  
云フコトニナツテ居リマス、其ノ餘剩米ノ割  
當ヲ、各府縣卽チ米穀統制聯合會ナルモノ  
ニ割當ヲサレル、割當ヲサレル所ト割當ヲ  
サレヌ所トガ起ツテ來ル譯デアル、サウスル  
ト割當ヲ受ケタ府縣ノミハ貯藏ヲスル、割  
當ヲ受ケナイ府縣ノモノハソレヲ自由ニサ  
セル、斯ウ云フ過不及ガ起ツテ來ルノデアリ  
マス、不平均ガ起ツテ來ルノデアリマス、其  
ノ上ニ今度ノ管理法ニ依リマスルト、最低  
米價一割ヲ超エタ時ニハソレハ賣ツテ宜シ  
メト云フ規定ニナツテ居ル、サウスルト此ノ  
米穀統制法ノ效果ハ、最高最低ノ米ノ値段  
ノ變動ヲ少クシタト云フ所ニ非常ナル米穀  
統制法ノ效果ガアツタノデアリマスルガ、此  
ノ府縣ノ統制ヲ命ゼラレタ所ト命ゼラレヌ  
所トハ、勢ヒドウシテモ距離が離レテ居ル、  
サウシテ其ノ上ニ一割ヲ超エタ時ニハ自由  
ニ賣リ得ルト云フコトニ相成リマスルト、

○副議長(伯爵松平賴壽君) 島田農姑

副議長(伯爵松平頼壽君) 島田農林大臣  
(國務大臣島田俊雄君演壇ニ登ル)

○副議長(伯爵松平頼壽君) 島田農林大臣  
(國務大臣島田俊雄君演壇ニ登ル)  
○國務大臣(島田俊雄君) 只今有吉君ノ御尋ニ對シマシテ御答ヲ申上ゲマス、統制法ノ改廢ノ問題ニ關シマシテ衆議院ノ委員會ニ於テ答ヘマシタル點ニ付テノ御尋ニアリマスガ、御承知ノヤウニ、現行ノ統制法ニマスガ、御承知ノヤウニ、現行ノ米穀統制法ノ規定ニ至リマス迄ノ間、最初ニ此ノ米ノ問題ガ米ノ供給不足、此ノ事カラ起リマシテ段々米穀法トナリ遂ニ現行ノ米穀統制法ノ規定ニナリマシタ、此ノ経過ニ付キマシテハ是ハ十分御承知ノコトト考ヘマスルノデ、其ノ経過ニ鑑ミマシテ現在ノ統制法ト云フモノガ出來マシタ、即チ米ヲ自由ノ商品トシマニカドウデアルカト云フコトヲ心配サセラレルノデアル、尙色々々疑念ガナインデハアリマセヌガ、大體此ノ三ツニ付テ政府ノ御答辯ヲ煩ハシタイ、尙先程大河内子爵ガ附帶決議ニ付テ御述ベニナリマシタガ、此ノ附帶決議モ米穀検査國營ノ問題ガ中ニ含マレテ居リマスガ、是等モ今府縣ガ實行シテ居ル検査ヲ其ノ儘取ッテ國營ニスルト云フヤウナ、簡単ナル方法デハ出來ナイコトデアルト思ヒマス、之ヲ實行スルニ付テハ非常ナ是ハ熟慮ヲ要スルコト思ヒマスガ、是等ノコトニ付テ今茲デ申述ベルコトモ如何ト思ヒマスカラ、質問ノ要點ハ以上ノ三項ニ止メテ置キマス

依リマスト、豊凶ノ場合ニ於キマシテモ生産者ニ對シ竝ニ消費者ニ對シマシテ非常ナ惡影響ヲ及ボシ、從テ米ガ國民ノ最重要ノ食糧品デアル關係カラ致シマシテ、國民ノ生活ニ不安ヲ來ス、斯ウ云フヤウナ點カラ制度ノ上ニ、段々米ニ關シテ相當ノ法制ヲ必要トルト云フ、斯ウ云フコトニナリマシテ、ソレガ遂ニ今日ノ種々ナ經過ヲ經テ統制法ニナリマシタモノゾアリマス、然ルニ此ノ統制法ノ現狀カラ鑑ミマシテ、只今御話ニモアリマシタ通リニ、國庫ノ負擔竝ニ此ノ需給調節ノ關係カラ致シマシテモ、尙現行法ニ於キマシテハ不十分ナ所ガアル、先程大河内子爵ノ御話ニモアリマシタ如ク、現行統制法ノ儘ニシテ置キマスト、米ノ値下リヲシタ場合ニ政府ガ買上げル、買上げルニ從ツテ外地米ガ流入シテ來ル、結局幾ラ買ツテモ外地米ノアル限リハ政府ハ買上げシナケレバナラヌト云フ事情ニ在リマシテ、此ノ點ニ於キマシテ、外地米トノ關係ニ於リマスガ、此ノ法案ハ即チ現行ノ統制法ヲ實行シテ行キマス以上、ドウモ此ノ程度ノ補強ノ方法ヲ設ケル必要ガアル、既ニ本年ノ米作ニ付テハ豫想ハ固ヨリ出來ナイ次第ニアリマスケレドモ、此ノ年ニ於ケル作柄ト云フ事情ニ置カレテ居ルノデアリマス、ソコデ此ノ法案ヲ提出シタ次第デアリマス、

ガ私ノ申上ゲマスル根本ノ方策ト云フコトニ付キマシテハ、是ハ米穀ノ問題ニ付テ關係ヲシテ居ラレル方々何レモ御承知ノコトト考ヘテ居リマスガ、米ニ對スル根本ノ問題、食糧問題ノ點カラ見、又農民ノ狀態、農村ノ問題、左様ナ大キナ見地カラ見マシテ、米ノ問題ニ付キマシテハ、今尙米ヲ自由ノ商品トシテ全ク自由取引ニ委セルガ宜

ハ根本ノ問題トヘ少シク離レテ居ルモノデ  
アル、根本ノ問題ニ付テ、之ヲ或人ノ申シ  
マスルヤウニ、自由商品ノ昔ニ還スカ、或  
ハ更ニ一步ヲ進メ、數歩ヲ進メテ行クカト  
云フコトニ付テ、ソコニ到達ヲスルヤウニ努力  
シナケレバナラヌト、斯様ニ考ヘテ居ル次  
第デアリマシテ、私ノ在職ノ年限ノ如何ニ  
拘リマセズ、左様ナ問題ガ解決スルノ時期ニ  
到達シマスレバ、是ハ國家ノ爲ニ誠ニ喜バ  
シイコトデアリ、ソレニ付テハ常ニ考ヘテ  
居リ、考究ヲシテ見ナケレバナラヌコトト、  
斯様ニ存ジテ居ル次第デアリマシテ、直チ  
ニ此ノ問題ニ付テ、本法案ノ通過ヲ見ルト  
云フコトヘ、之ヲ極メテ短期ノ暫定的ノモ  
ノト考ヘテ、次ノ問題ニ進ムベキ足取りヲ  
進メヨウト、斯ウ云フヤウニ簡単ナ考ヲ以  
テ申シタ次第デハアリマセヌ、此ノコトヲ  
ドウゾ御諒承ヲ願ヒタイト思フノデアリマ  
ス、次ニ本法案ヲ繞ツテ、米穀商其ノ他ノ方  
面ニ於テ不安ノ氣分ガアル云々ト云フ事柄  
ニ付キマシテハ、現ニ此ノ本法案ニ對シテ、  
或ハ延期、或ハ否決ヲスルヤウナ意見ヲ持ツ  
テ居ラレル方々ノアルト云フコトヲ承知致  
シテ居リマス、而シテ本法案ノ上カラ之ヲ  
見マスルノニ、是ヘ調査會ニ於キマシテモ現  
サレタ事柄デアリマスガ、米穀統制法ガ實  
施ニナリマシテ、米ノ値幅ガ非常ニ少クナ  
ル、而シテ此ノ管理法ヲ實施致シマスルト、

尙米ノ値幅ガ少クナル、其ノ關係カラ致シマシテ、米ノ取扱ヲ致シテ居リマスル所謂清算市場ト言ヒマスカ、米取引所ト言ヒマスカ、此ノ方面ニ對シマシテハ、取引所ノ機能ノ上ニ重大ナ影響ヲ及ボスコトハ明カズ、アリマス、從ツテ此ノ點ニ付キマシテハ政府ト致シマシテ、此ノ既設ノ機關ニ對シテ影響ヲ及ボス點ニ付キマシテハ、相當善後處置ヲ考究スルノ必要ガアルト考ヘ居ルノデアリマス、唯此ノ米穀商ニ付キマシテ、米穀商ノ方面カラ之ヲ非常ニ重大視シテ居ルヤウデアリマスルガ、此ノ點ニ付キマシテハ法案ノ上カラ見マスルト云フト、何等ジテ居リマス、ノミナラズ第二次ノ統制ニ於キマシテハ、第二次統制ノ場合ニ於キマシテハ米ハ既ニ生産者ノミナラズ、或ハ生産者ノ手ヲ離レテ米穀商ノ手ニ米ガアル場合ガ相當アルノデアリマス、左様ナ場合ニ於テ第二次統制ヲ行フ趣意ハ、米ガ供給過剩デアッテサウシテ値モ亦非常ニ下落スルノ虞ガアル、又下落シツ、アルト云フ時期デアリマス故ニ、其ノ場合ニ第二次ノ統制ヲ行フノデアリマスカラシテ、米穀商ニ取リマシテハ相當高イ値段デ持ツテ居ル所ノ米ガ、統制ニ依ツテ……統制ガナケレバ値下リヲシテ困ルト云フ場合ニ於キマシテ、之ニ統制ガ行ハレ、貯藏ガ講ゼラレ、サウシテソレニ對シテハ能力ナキ場合ニ於テハ買上ヲシテ貰フコトガ出來、或ハ資金ノ融通ヲ受クルコトガ出來ルト云フコトニナリ

マスカラ、値下リニ依ッテ蒙ル不時ノ損害ヲ免ル、  
コトガ出来ルト云フヤウナ利益ガ却テアル、  
斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマス、唯ソコニ  
米穀商ニ付テ不安ガアルト申シマスルノハ  
ドウ云フ點カト云フト、是ハマア著シイ例  
ニ付テ申シマスレバ、是ハ此ノ問題ニ關係シ  
テバカリデナシニ、近時起ツテ居リマス所ノ  
産業組合ト商工業者ノ關係、此處ニアルト  
私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、ソコデ此ノ  
本法案ニ限ラズ統制法ノ時代ニ、現在ノ時  
代ニ於キマシテモ、産業組合ノ進出ト云フ  
コトカラ致シマシテ、是ガ小賣商人、米ニ  
付テ言ヒマスレバ米ノ商人、其ノ米ノ商人  
ノ領域ヲ侵スト云フコトノ問題ガアリマシ  
テ、其ノ關係ヨリ致シマシテ此ノ法案ガ通  
過ヲ致シマスレバ、愈々米ノ商人ガ産業組合  
ノ進出ニ依ツテ壓迫ヲ受ケル、是ガ問題トセ  
ラレテ居ルト、斯様ニ考ヘルノデアリマス、  
デ此ノ點ニ付キマシテハ曩ニ第六十七議會  
ニ於キマシテ本案ガ衆議院ヲ通過致シマス  
ル際ニモ、産業組合ノ不當ノ進出、脫法行  
爲、是等ニ付テハ嚴重ナル監督ヲ爲シ、サ  
ウシテ法ノ、産業組合ノ設立ノ本旨ニ從ツテ  
健全ナル發達ヲスルヤウニヤレト云フ附帶  
決議ガ附イテ居リマシタ、此ノ附帶決議ノ  
合ノ進出ニ依ツテ壓迫ヲ受クルト云フガ如  
趣意ヲ嚴重ニ行ヒマシテ、此ノ趣意ニ依ッテ  
ヤリマスレバ、希クハ此ノ米商人ガ産業組  
合ノ進出ニ依ツテ壓迫ヲ受クルト云フガ如  
キコトハナイト、斯様ニ考ヘルノデアリマ  
ス、デ私ノ觀察ハ只今申上ゲルヤウナ次第

デ、不安ノ空氣ト云フノハ此ノ法案自體ニハナクシテ、法案ノ關係者、或ハ現行法ノ下ニ於テモ既ニアリマスル所ノ產業組合ノ進出、之ヲ中小商工業者、米商人ト云方カラ言ヒマスレバ、ソレヲ不當ノ進出ト言ツテ居リマスガ、澤山ナ產業組合デアリマスカラシテ、其ノ組合ノ一々ニ付テハ申上ゲルコトハ出來マセヌ、又現在政府ノ持ツテ居リマスル豫算ハ非常ニ少額デアリマシテ、產業組合ノ監督ト云フコトニ付テハ十分其ノ手ヲ伸バスコトガ出來ナイ次第デアリマシテ、是ハ本法實施ニ付キマシテハ、衆議院ノ附帶決議ノ趣意モアリマス、又政府自體カラ考ヘマシテモ、組合ノ監督又検査、斯ウ云フコトハ厲行スルノ必要ガアラウト云フ見地カラ致シマシテ、相當監督機關ノ強化ヲ圖ルベキ豫算其ノ他ニ付テ、御協賛ヲ仰グベキ機會ガアラウト考ヘテ居リマスルガ、左様ナ意味ニ於テ此ノ產業組合ノ監督指導宜シキヲ得マスルナラバ、ソニニ米商トノ間ノ摩擦ノ起ルベキ道理ハナイ、又起ラシテハイカナイ、產業組合ハ產業組合ノ設立ノ本旨ニ依ツテ健全ナル發達ヲ遂グベキモノニアリ、又米ノ生産者ト米ノ消費者ノ間ニ於テ、米商人方其ノ間ニ介在シテヤルト云フコトハ、是ハ經濟自然ノ發達デアリマシテ、左様ナ間ニ於テ共存共榮ヲ希望スル次第デアッテ、其ノ間ニ摩擦ガ起り、衝突ノ起ルベキモノデハナク、又起ラスペキモノデモナイト云フコトガ理想デアラウト思フノデアリマス、唯ソコニ從來ノ

實情カラ致シマシテ、或町ニ於テ、或場所ニ於テ、米商人トサウシテ産業組合ノ米ノ販賣トノ關係カラシテ起リマス其ノ事情カラシテ、不安ノ空氣云々ト云フモノガ漂ツテ居ルト、斯様ニ申セバ申セルノデアリマスガ、事實ニ於テ果シテドレダケノ實害ガ起ツテ居ルカト云フコトニ付テハ、此ノ法案ニ關シマスル限リニ於テハ私ハ無イ、又左様ナ虞ガアリマス場合ニハ、此ノ衆議院ノ決議ノ趣意等ヲ鑑ミマシテ、取締ヲ嚴重ニシ、監督指導宜シキヲ得レバ、其ノ憂ハ無クナルモノデアル、斯様ニ考ヘテ居ル次第アリマス、シテモ御答ヲ致シテ居ル次第アリマス、次ニ本法案實施ニ依ヅテ貯藏ヲ命ゼラレタ場合ニ、相當ノ補助ガアルガ、其ノ他設備等ニ付テ農民ノ負擔ヲ却テ増シハシナイカト云フノ點アリマスガ、貯藏ノ爲ニスル倉庫等ノ設備ニ付キマシテハ、是亦相當ノ援助ヲ爲シマシテ、之ヲ成ルベク獎勵シテ造ラセルヤウニ致スヤウナ事情ニナッテスマスノデ、其ノ點ニ於キマシテ特ニ農民ノ負擔ヲ増スト云フコトハ無イノデアラウト考ヘテ居リマス、又無カラシメルヤウニ努メタイト考ヘテ居リマス、デ農民ハ出來秋ニ於テ安賣ヲシナケレバナラヌ、端境期ニテ抑ヘ、出來秋ニ於ケル直下リヲ防グ、此ノ勵キヲ只今ノ立案ニ依リマス所ノ法案ニ置カレマス場合ニ、端境期ニ於ケル値上リニ於テ高買ヲシナケレバナラヌト云フ事情ニテ

スペキヤウナ場合ニ於キマシテハ、或ハ貯  
藏或ハ買上ゲ、或ハソレニ對シテ相當ノ資  
金ノ融通、斯ウ云フコトガ出來マスル故ニ、其  
ノ點ニ付キマシテハ農民ノ負擔ヲ過重スルノ  
虞ハナイモノト斯様ニ考ヘテ居リマス、一  
應ソレダケヲ御答ヘ申上ゲマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト

認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

〔角倉書記官朗讀〕

米穀自治管理法案外二件特別委員

公爵島津忠承君 侯爵中御門經恭君

侯爵細川護立君 伯爵有馬頼寧君

關屋貞三郎君 子爵前田利定君

子爵片桐貞央君 子爵新庄直知君

子爵立花種忠君 子爵米倉昌達君

松村眞一郎君 内田重成君

塚本清治君 男爵岩倉道俱君

男爵足立喜寛君 男爵本多政樹君

男爵高木豊君 男爵長基連君

有賀光豊君 各務鑑吉君

上松泰造君 石川三郎君

山本米三君 小林嘉平治君

大西虎之介君 終原武太郎君

昭和十一年二月十二日

貴族院議長富田幸次郎

昭和十一年勅令第七號

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ権密顧問ノ

諮詢ヲ經テ帝國憲法第七十條第一項ニ依

リ災害善後ニ關スル經費支辨ノ爲公債發

行ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名御璽

内閣總理大臣岡田啓介

大藏大臣高橋是清

内務大臣後藤文夫

海軍大臣男爵大角岑生

外務大臣廣田弘毅

司法大臣小原直

商工大臣町田忠治

農林大臣山崎達之輔

鐵道大臣内田信也

拓務大臣伯爵兒玉秀雄

陸軍大臣川島義之

文部大臣望月圭介  
卓吉

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(政府委員中島彌團次君演壇ニ登ル)

○政府委員(中島彌團次君) 只今議題トナ

ムル件ニ付キマシテ御説明申上ガマス、昭

和十一年度ニ於キマシテ各地ニ起リマシタ災

害ニ關シマシテハ、第二豫備金ヲ支出シ一

應ノ處置ヲ講ジマシタガ、同年度内ニ於テ

必要トル其ノ餘ノ經費ニ付キマシテハ、

第六十八帝國議會ニ於テ衆議院ガ解散ヲ命

ゼラレマシタ爲メ、之ニ必要ナル追加豫算

ノ成立ヲ見ルコトガ出來ナカッタ次第デアリ

マス、而シテ右經費ノ一部ハ第二豫備金ノ

使用殘額ヲ以テ之ヲ支辨シ得マシタノデア

リマスルガ、其ノ大部分ハ之ヲ支辨スルノ

財源ガナカッタ次第アリマス、然レドモ是

等ノ經費ノ中ニハ公共ノ安全ヲ保持スル爲

メ、緊急ノ事情アリ、總選舉後ニ召集セラ

ル、帝國議會ノ開會ヲ待ツコト能ヘザルモ

ノガアリマシテ、已ムヲ得ズ之ガ財源ヲ公

債ニ求ムルコト致シマシタ、六百十萬圓

ヲ限リ公債ヲ發行スルノ途ヲ開ク爲メ、本

勅令第七號

災害善後ニ關シ必要ナル經費支辨ノ爲政

府ハ六百十萬圓ヲ限り公債ヲ發行シ又ハ

ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ

借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額

ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前項

ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ

爲スコトヲ得

#### 附則

年二月十二日帝國憲法第七十條ノ規定ニ依

リマシテ、昭和十一年勅令第七號ガ公布サ

レタ次第アリマス、而シテ右公債ニ依ル

歲入金ヲ財源トシ、本年二月十三日勅令ヲ

経、内務省所管ニ於テ二百三十六萬餘圓、

農林省所管ニ於テ三百七十萬餘圓、合計六

百七萬餘圓ノ豫算外支出ヲ致シタノデアリ

マス、何卒御審議ノ上御承諾アラムコトヲ

望ミマス

○議長(公爵近衛文麿君) 御質疑ガナケレ

バ、本案ハ之ヲ昭和十一年度一般會計歲出

ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案

外四件ノ特別委員ニ付託致シマス

○議長(公爵近衛文麿君) 日程第十五、東

北興業株式會社法案、日程第十六、東北振

興電力株式會社法案、政府提出、衆議院送

附、第一讀會ノ續、委員長報告、是等ノ兩

案ヲ一括シテ議題トナスコトニ御異議ハゴ

ザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認

メマス、委員長西郷侯爵

〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ

タメ茲ニ載録ス以下之ニ微フ〕

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

昭和十一年五月十八日

委員長 侯爵西郷 従徳

貴族院議長公爵近衛文麿殿

東北振興電力株式會社法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十一年五月十八日

委員長 侯爵西郷 従徳

貴族院議長公爵近衛文麿殿

(侯爵西郷從徳君演壇ニ登ル)

○侯爵西郷從徳君 東北興業株式會社法案

竝ニ東北振興電力株式會社法案ノ兩法案ニ

關スル委員會ノ經過竝ニ同結果ニ付テ御報

告ヲ致シマス、委員會ハ去ル十六日正副委

員長ノ互選ヲ致シマシテ、引續キ三日間開

會ヲ致シマシタ、十六日ニ先づ政府委員ノ

説明ヲ求メマシタ所、其ノ大要ハ次の通り

デゴザイマシタ、東北振興ノ根本の方策ニ

付テ、政府へ曩ニ東北振興調査會ヲ設ケ

テ銳意研究中デアルガ、其ノ一端トシテ、

同調查會ガ殖產興業及電力ニ關スル特殊會

社設立ニ付テ答申ヲ致シタノデ、政府ハ此

ノ答申ノ趣旨ニ則リ、今回兩會社法案ヲ提

出シタト云フノデアリマス、即チ東北地方

ノ深刻ナル窮乏ヲ徹底的打開ヲスル爲ニ、

殖產興業ヲ目的トスル特殊ノ興業會社ヲ設

立セシメ、之ヲシテ政府ノ施設ト相俟ッテ、

各種產業ニ亘ツテ統一的方針ノ下ニ資源ノ

開發ヲ圖ラシメルモノニアリマス、又各種

產業發達ノ基礎的要件ニアリマス所ノ、低廉ニシテ豊富ナル電力ヲ供給スル爲ニ、同

地方ニ特殊ノ電力會社ヲ設立セシメテ、之

ヲシテ有利ナル水力地點ヲ開發セシメムト

スルモノデアルト云フノデアリマス、而シ

テ政府ノ期スル所ハ東北ノ爲ニスル東北振興ニアラズシテ、國策的見地ヨリスル東北ノ振興策ニアリマシテ、兩法案ハ其ノ一部ノ現レデアルト云フノデゴザイマス、次イテ十六日ヨリ三日間ニ瓦ル間質疑應答ヲ重ねマシタ、其ノ細部ハ速記錄ニ依テ御承知ヲ御願ヒ致シマスガ、茲ニ兩法案ニ關スル質疑應答ノ主ナルモノヲ申上ダマスト、凡ソ次ノ通リデアルヤウニ存ジマス、第一竝ニ東北振興電力株式會社法案ノ兩法案ニ關スル委員會ノ經過竝ニ同結果ニ付テ御報告ヲ致シマス、委員會ハ去ル十六日正副委員長ノ互選ヲ致シマシテ、引續キ三日間開會ヲ致シマシタ、十六日ニ先づ政府委員ノ説明ヲ求メマシタ所、其ノ大要ハ次の通りデゴザイマシタ、東北振興ノ根本の方策ニ付テ、政府へ曩ニ東北振興調査會ヲ設ケテ銳意研究中デアルガ、其ノ一端トシテ、同調查會ガ殖產興業及電力ニ關スル特殊會社設立ニ付テ答申ヲ致シタノデ、政府ハ此ノ答申ノ趣旨ニ則リ、今回兩會社法案ヲ提出シタト云フノデアリマス、即チ東北地方ノ深刻ナル窮乏ヲ徹底的打開ヲスル爲ニ、殖產興業ヲ目的トスル特殊ノ興業會社ヲ設立セシメ、之ヲシテ政府ノ施設ト相俟ッテ、各種產業ニ亘ツテ統一的方針ノ下ニ資源ノ開發ヲ圖ラシメルモノニアリマス、又各種產業發達ノ基礎的要件ニアリマス所ノ、低廉ニシテ豊富ナル電力ヲ供給スル爲ニ、同地方ニ特殊ノ電力會社ヲ設立セシメテ、之ヲシテ有利ナル水力地點ヲ開發セシメムトスルモノデアルト云フノデアリマス、而シテ有利ナル水力地點ヲ開發セシメムトスルモノデアル、又應急ノ事ハ十二年度豫算ニ於テモ、各省ニ於テソレゾレ相當考慮シテ

アルト云フコトニアリマス、第三ニハ東北地方ニ兩特殊會社ヲ設立シテ如何ナル利益ノ現レデアルト云フノデゴザイマス、次イテ十六日ヨリ三日間ニ瓦ル間質疑應答ヲ重ねマシタ、其ノ細部ハ速記錄ニ依テ御承知ヲ御願ヒ致シマスガ、茲ニ兩法案ニ關スル質疑應答ノ主ナルモノヲ申上ダマスト、凡ソ次ノ通リデアルヤウニ存ジマス、第一竝ニ東北振興電力株式會社法案ノ兩法案ニ關スル委員會ノ經過竝ニ同結果ニ付テ御報告ヲ致シマス、委員會ハ去ル十六日正副委員長ノ互選ヲ致シマシテ、引續キ三日間開會ヲ致シマシタ、十六日ニ先づ政府委員ノ説明ヲ求メマシタ所、其ノ大要ハ次の通りデゴザイマシタ、東北振興ノ根本の方策ニ付テ、政府へ曩ニ東北振興調査會ヲ設ケテ銳意研究中デアルガ、其ノ一端トシテ、同調查會ガ殖產興業及電力ニ關スル特殊會社設立ニ付テ答申ヲ致シタノデ、政府ハ此ノ答申ノ趣旨ニ則リ、今回兩會社法案ヲ提出シタト云フノデアリマス、即チ東北地方ノ深刻ナル窮乏ヲ徹底的打開ヲスル爲ニ、殖產興業ヲ目的トスル特殊ノ興業會社ヲ設立セシメ、之ヲシテ政府ノ施設ト相俟ッテ、各種產業ニ亘ツテ統一的方針ノ下ニ資源ノ開發ヲ圖ラシメルモノニアリマス、又各種產業發達ノ基礎的要件ニアリマス所ノ、低廉ニシテ豊富ナル電力ヲ供給スル爲ニ、同地方ニ特殊ノ電力會社ヲ設立セシメテ、之ヲシテ有利ナル水力地點ヲ開發セシメムトスルモノデアル、又應急ノ事ハ十二年度豫算ニ於テモ、各省ニ於テソレゾレ相當考慮シテ

アルト云フコトニアリマス、第三ニハ東北地方ニ兩特殊會社ヲ設立シテ如何ナル利益ノ現レデアルト云フノデゴザイマス、次イテ十六日ヨリ三日間ニ瓦ル間質疑應答ヲ重ねマシタ、其ノ細部ハ速記錄ニ依テ御承知ヲ御願ヒ致シマスガ、茲ニ兩法案ニ關スル質疑應答ノ主ナルモノヲ申上ダマスト、凡ソ次ノ通リデアルヤウニ存ジマス、第一竝ニ東北振興電力株式會社法案ノ兩法案ニ關スル委員會ノ經過竝ニ同結果ニ付テ御報告ヲ致シマス、委員會ハ去ル十六日正副委員長ノ互選ヲ致シマシテ、引續キ三日間開會ヲ致シマシタ、十六日ニ先づ政府委員ノ説明ヲ求メマシタ所、其ノ大要ハ次の通りデゴザイマシタ、東北振興ノ根本の方策ニ付テ、政府へ曩ニ東北振興調査會ヲ設ケテ銳意研究中デアルガ、其ノ一端トシテ、同調查會ガ殖產興業及電力ニ關スル特殊會社設立ニ付テ答申ヲ致シタノデ、政府ハ此ノ答申ノ趣旨ニ則リ、今回兩會社法案ヲ提出シタト云フノデアリマス、即チ東北地方ノ深刻ナル窮乏ヲ徹底的打開ヲスル爲ニ、殖產興業ヲ目的トスル特殊ノ興業會社ヲ設立セシメ、之ヲシテ政府ノ施設ト相俟ッテ、各種產業ニ亘ツテ統一的方針ノ下ニ資源ノ開發ヲ圖ラシメルモノニアリマス、又各種產業發達ノ基礎的要件ニアリマス所ノ、低廉ニシテ豊富ナル電力ヲ供給スル爲ニ、同地方ニ特殊ノ電力會社ヲ設立セシメテ、之ヲシテ有利ナル水力地點ヲ開發セシメムトスルモノデアル、又應急ノ事ハ十二年度豫算ニ於テモ、各省ニ於テソレゾレ相當考慮シテ

ルト認メルカラ、此ノ際可決ハスル、併シ何分計畫ハ速急ニ立法シテ不備ナル點モ存スル如クニ思フ、且又會社ガ實際上ノ經營ニハ多大ノ工夫ヲ要スルコトト思ハレルカラシテ、東北振興ト云フ根本精神ヲ失ハザル如ク、即チ既設事業ヲ壓迫スルトカ、案外ニ東北地方ヲ潤サズシテ他ヲ利スルトカ、又ハ此ノ種半官半民事業ニ付テ從來屢々生ズル如キ弊害等ヲ生ゼザルヤウニ、政府ニ於テ十分ナル御監督ト御指導ヲ與ヘラレタシイ、要ハ委員ガ質問應答中ニ陳述ヲ致シマシタ各種ノ懸念ニ付テ、政府ノ十分ナル御配慮ヲ請フト云フコトヲ、本員ヨリ本議場斯様致シマシテ、兩法案ハ全員一致可決ヲ致シマシタ、終リ

○議長(公爵近衛文麿君) 菅原通敬君

(菅原通敬君演壇ニ登ル)

○菅原通敬君 私ハ只今議題トナッテ居リマス兩案ニ對シテ賛成スル者デアリマス、簡単に其ノ賛成ノ理由ヲ申述べウト思フノデアリマス、只今委員長ヨリ極メテ詳細御報告ガアリマシタノデ、或ヘ時ニ重複ニ瓦ルヤウナコトガアルカモ測ラレヌノデアリマスガ、豫メ其ノ點ニ付テハ御諒承ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、東北振興問題ガ世ニ提唱セラレマシタノハ既ニ歳久シイモノデアリマス、經濟問題トシテハ勿論ノコト、政治問題ト致シマシテモ、亦社會問題

ト致シマシテモ、一日モ捨テ置クコトノ出来ナイ極メテ緊要ナル問題デアリマスニ拘ラズ、政府ニ於テモ議會ニ於テモ、長ク之ヲ閑却シ來リマシタ云フコトヘ、實ニ聖代ノ一大恨事デアツクノデアリマス、幸ヒニシテ前内閣ニ於カレマシテ、此ノ問題ヲ取上ガラレテ、東北振興調査會ヲ設ケテ、東北振興ニ關スル根本方策ノ樹立ト云フモノヲ企圖セラレタノデアリマス、又現内閣ニ於テハ其ノ方針ヲ繼承サレマシテ、庶政一新ノ第一著手トシテ、國策ノ第一線ニ之ヲ立テシメテ、著々其ノ實行ニ向シテ進ミツツアラレルコトハ、暗澹タル東北ノ天地ニ光明ヲ與ヘラレルモノデアリマシテ、誠ニ東北ノ爲ニハ勿論、國家ノ爲ニ喜ブベキコトデアリマス、東北振興ノ問題ハ廣ク且深イノデアリマス、其ノ關係スル所頗ル大デアリマス、是レ綜合計畫ノ必要アル所以デアリマシテ、其ノ綜合計畫ナルモノハ段々御説明モアツ通り、昭和十二年度ヨリ繼續シテ實行セラル、ト云フコトニナッテ居ルノデアリマスガ、之ニ先シジテ其ノ最モ急施ヲ要スルモノトシテ此ノ兩案ガ提出サレタノデアリマス、此ノ兩案ハ先刻モ御報道アリマス、東洋拓殖會社、又此ノ頃政府ヨリ提案サレマシタ臺灣拓殖會社ノ例ニ見ルガ如クニ、事業ノ經營ト資金ノ供給ト云フニツノ業務ヲ、併せ行ハシムルト云フコトガ必要デアルノデアリマス、私ノ見ル所ノデアリマスカラ、此ノ會社ニ金融機關タルノ機能ヲ與フルト云フコトガ必要デアルノデアリマス、東洋拓殖會社、又此ノ頃政府ヨリ提案サレマシタ臺灣拓殖會社ノ例ニ見ルガ如クニ、事業ノ經營ト資金ノ供給ト云フニツノ業務ヲ、併せ行ハシムルト云フコトガ必要デアルノデアリマス、私ノ見ル所ノデアリマスガ、是ノミニ止ラズ、所謂其ノ他ノ金融施設ノ整備改善ト唱ヘル題目ノモノニ付テ、極力其ノ實現ヲ期セラレテ、低利ニシテ潤澤ナル資金ノ供給ガ出來ルヤウニ、方法ヲ講ゼラレムコトヲ希望スルノデゴザイマス、同時ニ此ノ會社ノ營業目的トナッテ居リマス事業ニ對スル投資其ノ他ノ助成トアリマスモノニ付テ、餘り嚴格ナル解釋ヲ下スコトナク、之ヲバ寧ロ廣義ニ解シテ、之ヲ活用シテ以テ資金ノ供給ニ當ラシムルコトノ出來ルヤウニ、政府ニ於テ指導セラレムコトヲ希望スルノデアリマス、次ニ資力ノ點デアリマスガ、委員會ニ於テ政府ヨリ参考トシテ示サレマシ

意ヲ表スルノデアリマス、唯併シ其ノ内容ニ付テ吟味致シマスト云フト、其ノ目的達成ノ爲ニヘ、聊カ物足ラズ不満足ノ點ガアルノラズ、政府ニ於テモ議會ニ於テモ、長ク之ヲ閑却シ來リマシタ云フコトヘ、實ニ聖代ノ一大恨事デアツクノデアリマス、幸ヒニシタイト思フノデアリマス、第一、興業會社案ニ付テ見マスルト云フト、此ノ東北興業會社ナルモノハ、東北ニ於ケル產業ノ中樞機關トナルモノデアリマスカラ、其ノ使命ヲ全ウセシムル爲ニヘ、其ノ會社ノ機能ノ上ニ、又其ノ資力ノ上ニ、更ニモットノ一段ノ擴充ヲ加ヘラレナケレバナラヌモノトアラレルコトハ、暗澹タル東北ノ天地ニ光明ヲ與ヘラレルモノデアリマシテ、誠ニトデアリマス、東北ノ爲ニハ勿論、國家ノ爲ニ喜ブベキコトデアリマス、其ノ機能ニ付テ申セバ、低利ニシテ潤澤ナル資金ヲ供給スルト云フコトハ、各種產業ノ基礎的要件デアルト思フノデアリマス、其ノ機能ニ付テ申セバ、低利ニシテ潤澤ナル資金ヲ供給スルト云フコトハ、各種產業ノ基礎的要件デアルト思フノデアリマス、其ノ機能ニ付テ申セバ、低利ニシテ潤澤ナル資金ヲ供給スルト云フコトハ、各種產業ノ基礎的要件デアルト思フノデアリマスカラ、此ノ會社ニ金融機關タルノ機能ヲ與フルト云フコトガ必要デアルノデアリマス、東洋拓殖會社、又此ノ頃政府ヨリ提案サレマシタ臺灣拓殖會社ノ例ニ見ルガ如クニ、事業ノ經營ト資金ノ供給ト云フニツノ業務ヲ、併せ行ハシムルト云フコトガ必要デアルノデアリマス、私ノ見ル所ノデアリマスカラ、此ノ會社ニ金融機關タルノ機能ヲ與フルト云フコトガ必要デアルノデアリマス、東洋拓殖會社、又此ノ頃政府ヨリ提案サレマシタ臺灣拓殖會社ノ例ニ見ルガ如クニ、事業ノ經營ト資金ノ供給ト云フニツノ業務ヲ、併せ行ハシムルト云フコトガ必要デアルノデアリマス、私ノ見ル所ノデアリマスガ、是ノミニ止ラズ、所謂其ノ他ノ金融施設ノ整備改善ト唱ヘル題目ノモノニ付テ、極力其ノ實現ヲ期セラレテ、低利ニシテ潤澤ナル資金ノ供給ガ出來ルヤウニ、方法ヲ講ゼラレムコトヲ希望スルノデゴザイマス、同時ニ此ノ會社ノ營業目的トナッテ居リマス事業ニ對スル投資其ノ他ノ助成トアリマスモノニ付テ、餘り嚴格ナル解釋ヲ下スコトナク、之ヲバ寧ロ廣義ニ解シテ、之ヲ活用シテ以テ資金ノ供給ニ當ラシムルコトノ出來ルヤウニ、政府ニ於テ指導セラレムコトヲ希望スルノデアリマス、次ニ資力ノ點デアリマスガ、委員會ニ於テ政府ヨリ参考トシテ示サレマシ

タル此ノ會社ノ事業計畫ニ付テ見マシテモ、三千萬圓ノ資本ト云フモノデヘ不足ヲ感ズルコトニナツテ居リマス、私ハ少クトモ五千萬圓ニ其ノ資本ヲ増大スルノ必要アリトキモ、拂込金額ニ對スル五倍ト云フコトニナツテ居リマスルガ、是ハ他ノ特殊會社ノ例ニ見ルガ如ク、或ヘ其ノ釣合ヲ考ヘマシテモ、拂込金額ノ十倍ニ爲スコトガ必要アリトルト思フノデアリマス、以上ハ私ヘ茲ニ其ノ修正ヲ試ミムトスル者デアリマセヌデ、希望ヲ申スニ過ギナインデアリマスガ、徒ニ理想ヲ追ウテ實行ニ遲レマスト云フコトヘ、今日ノ東北ノ現狀へ之ヲ許シマセヌノデアリマシテ、一日モ早ク其ノ實行ニ著手セムコトヲ欲スルガ爲メ、此ノ希望ヘ他日ニ繫ギマシテ本案ニ賛成スル次第デアリマス、次ヘ東北振興電力會社ニ付テデアリマスガ、此ノ事ニ付テモ只今委員長ヨリ詳細ナル御報告ガアツクノデアリマスガ、政府ノ調査ニ依リマスト云フト、發電工事ノ實行ハ十年計畫ニナツテ居ルノデアリマス、十年ノ後ニアラザレバ、其ノ完成ヲ見ルコトガ出來ナイノデアリマス、是カラ將來ノ十年、ナカニ前途遼遠デアリマス、其ノ間ニハ色々時勢ノ變化モアルデアリマセウ、餘リニ待遠シイ感ガアルノデアリマス、ソレデ之ニ付テハ極力其ノ工事ノ速成ヲ促進セラル、コトヲ希望スルノデアリマスガ、其ノ發電準備ノ出來ル迄ノ間、今日ノ儘ニ東北ノ狀態ヲ置クト云フ譯ニハ參リ

マセヌカラ、何卒既設ノ電力會社ヲシテ其ノ電力料金ノ引下ヲ爲サシムルコトニ、適當ナル行政手段ヲ以テ機宜ノ處置ヲ執ラレムコトヲ希望スルノデゴザイマス、此ノ電力統制ノ事ニ關シマシテ、電力ノ國營論ト關聯シテ論議セラル、方ガ多カツタノデアリマス、私ノ見ル所ヲ以テシマスト云フト、東北ニ於ケル電力ノ統制ト云フモノハ、先程モ御話ノアリマシタ通り、低廉ニシテ豊富ナル電力ヲ供給スルト云フノデアリマス、會社ノ目的ハ全ク其處ニアルノデアリマス、ソレガ電力ヲ統制サル、ト云フコトハ、要スルニ低廉ニシテ豐富ナル電力ヲ供給スルニアルト云フコトハ、是ハ間違ナイ論デアリマス、東北地方ニ於ケル水力ハ東北住民ノ一大資源デアリマス、此ノ大キナ資源ヲ東北住民ニ享有セシメテ、之ヲ以テ東北ノ產業振興ニ寄與セシメラレムトスルノガ此ノ會社ノ目的デアル、又電力統制ノ趣旨デアルト考ヘルノデアリマス、私ヘ豫テ電力ノ國營論ヲ唱ヘ來シテ居ルノデアリマシテ、其ノ點ニ於テハ賴母木遙相ト略、レドモ、此ノ東北電力ノ統制ニ付テ、此ノモ再ビ其ノ轍ヲ踏ムガ如キコトノナカラムコトヲ今日ヨリ私ヘ堅キ楔ヲ打込ンデ置キタイト思フノデアリマス、最後ニ一言ヲ附加ヘテ置キマスルガ、東北興業會社、東北振興電力會社、此ノ姊妹會社ノ設立ニ依リマシテ、東北ニ於ケル產業ノ中権機關ト云フモノガ具備スルコトニナリマス、東北行政ノ

ノデアルトカ云フコトニマデ説フナスト云フコトハ、徒ニ問題ヲ紛更セシムルコトニナルノデハナイカト感ズルノデアリマス、政府ニ於テハ東北ノ特異性ニ鑑ミラレテ、一般ノ行政機構ノ問題トヘ之ヲ引難シテ、特ニ考慮セラレムコトヲ希望致スノデアリマス、是先程申シマジタ通り此ノ會社ノ電力統制ヲリマス、此ノ間ニ混同ハ許サヌト思フノデアリマス、私ヘ想フノニ、若シ他日電力ノ國營ト云フヤウナコトガ行ヘル、時ガアルト致シマシテモ、東北地方ノ特殊ナル事情ニ考ヘマシテモ、東北ノ電力ハ東北人ノモノデアルト云フ其ノ觀念、其ノ精神ト云フモノニハ敢テ變ルコトノナイモノデアルト確信スルノデアリマス、東北ニ於ケル山林へ是モ東北人ノ大ナル財產デアリマス、資源デアリマス、然ルニ東北ニ於ケル山林へ大半國有林ニナツテ居ルノデアリマス、其ノ國有林ニナツテ居リマスガ爲ニ、其ノ營林ニ依テ生ズル所ノ利益ト云フモノハ、悉ク皆國庫ノ收入ニナツテ、地方ノ住民ト云フモノハ其ノ利益ヲ一ツモ分ケテ貰フコトガ出來ナイヤウナ狀態ニナツテ居リマス、是ガ東北不振ノ一つノ大イナル原因ヲナシテ居ルノデアリマス、此ノ電力ニ於テ

○議長(公爵近衛文麿君) 第二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、兩案全部、委員長ノ報告通リテ御異議ヘゴザイマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認メマス  
○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認メマス  
○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認メマス  
○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認メマス  
○子爵西大路吉光君 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス  
○子爵西大路吉光君 直チニ兩案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス  
○子爵植村家治君 賛成  
○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認メマス





業ノ成績、經營ノ當否、役員ノ人格、手腕等ニ付キマシテ十分ニ知ルコトガ出來マスガ故ニ、是等ノ點カラシテ組合ノ信用ヲ評定シ、確實ト認メタモノニ限ッテ此ノ組合ニ對シマシテ、物的擔保ノ有無ニ拘ラズ相當ノ資金ノ融通ガ出來ルト考ヘラレマス、併シナガラ此ノ運用ニ付キマシテハ、十分注意致シマシテ遺憾ナキコトヲ期シタイト云

フコトデアリマシタ、第三ハ本金庫ノ業務ヲ日本興業銀行ニ代行セシメルト云フ説ガアルガ、是ハドウ云フ譯デアルカト云フ御質問ガアリマシタ、之ニ對シマシテハ政府當局ハ、本金庫ハ當初カラ獨立ノ機關トシテ設立サレタルモノデアリマシテ、興業銀行ニ經營ヲ一任スルト云フ譯デハナイノデアル、唯經費ヲ節約スル爲ド、中小商工業金融ニ關スル經驗ヲ利用スル爲ニ、當初暫クノ間興業銀行等ノ役職員ニ、或程度ニ限ッテ本金庫ノ役職員ヲ兼ネサセマシテ、以テ本金庫ノ業務ニ手助ケラシテ貰ハウト云フ趣旨ニ外ナラスト云フノ御答デアリマシタ、第四ニハ、中小商工業者ノ金融難ヲ緩和スル爲ニハ、本金庫ノ外ニ債務補償會社ヤ、動産抵當等ノ制度ニ付テモ考ヘテ居ルカドウカト云フ質問ガアリマシタガ、之ニ付キマシテハ政府當局ハ中小商工業者ノ金融ヲ圓滑ナラシムル爲ニハ、本金庫ノ活動ニ依ルノミナラズ、其ノ他各程ノ方法ニ付キマシテ、出來ルダケノ考慮ヲ拂ッテ、之ニ依ッテ以テ所期ノ目的ヲ達成シタイト云フコトデアリマス、尙此ノ外ニ種々ノ質

問應答ガアツクノデアリマスケレドモ、詳細ノ事ハ速記錄ニ讓リタイト思フノデアリマス、斯ク致シマシテ慎重審議ノ結果、委員會ニ於テハ全會一致、本法案ヲ原案通り可決スベキモノト議決致シマシタ次第デアリマス、右御報告申上ゲマス

○議長（公爵近衛文麿君） 本案ノ第一讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長（公爵近衛文麿君） 御異議ナシト認メマス

○議長（公爵近衛文麿君） 直チニ本案ノ第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○議長（公爵近衛文麿君） 御異議ナシト認メマス

○子爵西大路吉光君 賛成

○子爵植村家治君 賛成

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長（公爵近衛文麿君） 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長（公爵近衛文麿君） 御異議ナシト認メマス

○議長（公爵近衛文麿君） 第二讀會ヲ開キマス、全部ヲ問題ニ供シマス、全部委員長ノ報告通リデ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長（公爵近衛文麿君） 御異議ナシト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長（公爵近衛文麿君） 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

○議長（公爵近衛文麿君） 正誤

○議長（公爵近衛文麿君） 機會

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長（公爵近衛文麿君） 御異議ナシト認メマス

○議長（公爵近衛文麿君） 第二讀會ノ決議通リデ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長（公爵近衛文麿君） 御異議ナシト認メマス

○議長（公爵近衛文麿君） マジタ、次會ハ明日午前十時ヨリ開會致シマス、日程ハ決定次第毫報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

○議長（公爵近衛文麿君） 午後三時二十七分散會

○議長（公爵近衛文麿君） マジタ、次會ハ明日午前十時ヨリ開會致シマス、日程ハ決定次第毫報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

官報號外 昭和十二年五月二十日 貴族院議事速記錄第十號

一四〇